

令和3年度都区財政調整協議個別課題についての都区双方の考え方（第4回財調協議会幹事会：R3.1.5）

【都側提案事項】

1 算定方法の見直し等

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	共同生活援助等事業費の見直し	本経費のうち重度身体障害者グループホーム運営費について、実施区が5区のみとなったことから、標準区経費には馴染まないものとして算定廃止を提案する。 （第1回幹事会） 本事業については、【区側提案事項】No.23「共同生活援助等事業費」で協議することとする。		共同生活援助等事業費のうち、重度身体障害者グループホーム運営費について、算定を廃止する。
2	健康づくり推進費（健康づくりフォローアップ指導事業費）の廃止	本事業は、東京都の健康づくりフォローアップ指導事業実施要綱に基づき、医療機関からの紹介や健康診査結果により指導を必要とする対象者に必要な検査や健康増進指導を行う事業として算定されている。しかし、これらの事業は、各医療保険者等が行っている特定健康診査や特定保健指導、健康増進法に基づき区市町村が実施する健康増進事業と内容の重複が生じている。また、本件事業について福祉保健局に照会したところ、当該要綱はすでに存在しないことが確認されており、各区に事業実態を確認したところ実施区が少ないことから標準算定に馴染まない状況であるため、算定を廃止する。 （第1回幹事会）	特別区の実態に基づく合理的かつ妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	健康づくりフォローアップ指導事業費について、算定を廃止する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	道路改良工事費の見直し	【区側提案事項】No. 55 「【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）」に記載のとおり。	【区側提案事項】No. 55 「【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）」に記載のとおり。	
4	道路改良工事費の見直し（態容補正）	土木費では区道の更新・改修経費について、道路橋りょう費で算定している。 一方で、都市計画交付金の交付対象となる都市計画道路の更新・改修経費については、交付対象経費における地方債収入相当額を財産費で算定している。 そのため、都市計画道路の更新・改修を行った場合、土木費と都市計画交付金に地方債収入相当額を加えた額とで、算定の重複が生じることから、態容補正Ⅲを設定し、該当する事業費を減額算定している。 しかし、現行の算定方法は、都市計画交付金対象面積1㎡当たりの減算額を算出するに当たり、改良単価に実施率を乗じており、減算額が過少であることから、算定方法の見直しを行う。 （第1回幹事会）	算定方法の見直しについては、妥当な内容と考えられるため、都案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	道路改良工事費の見直し（態容補正）について、算定内容を見直す。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	義務教育施設新築経費の見直し（態容補正）	義務教育施設の新増築経費を態容補正にて加算するにあたり、現在、校舎算定面積の考え方が新築校の場合と増改築校の場合で異なっている。具体的には、新築校の校舎算定面積については、実際の工事実施面積の全てとしているが、増改築校の校舎算定面積については、学級数に応じた国庫資格面積としており、この結果、算定額にも大きな乖離が生じている。 財調制度における各区の算定の公平性を確保するため、改築と同様に、新築における態容補正の校舎算定対象面積を「学級数に応じた国庫資格面積」に変更する。 （第1回幹事会）	新築校の校舎の建設費に係る算定面積の変更については、過去に平成26年度から平成30年度の財調協議においても同趣旨の提案があったが、その後大幅な状況の変化はない。 これまでの協議でも申し上げているとおり、文部科学省の「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」では、公立の義務教育諸学校等施設は、公教育を支える基本的施設であるとともに、地域住民にとっての生涯学習の場や災害発生時における避難所となるなど、多機能かつ重要な役割を果たす施設であり、地方公共団体の創意工夫を活かした着実な整備が必要とされている。こうした方針を踏まえ、特別区が着実な施設整備を図る上で、算定面積を実施面積から国庫資格面積に見直す合理的な理由はないと考える。 （第2回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		都の提案は、義務教育施設の新築に係る算定額についての区間配分が公正なものとなっていないため、その状態を是正することを目的としたものである。 増改築の場合は、財調単価と国庫資格面積で算定額を求めるように、一定の基準に基づき算定していることから、各区がどのような増改築をしたとしても算定基準は一定であることから公正な算定となっている。 一方、新築の場合は、財調単価と実際の面積で算定額を求めることから、面積については基準がなく、施設面積に比例し際限なく財調算定額が増えることとなる。 直近10年間でみると、新築校として算定したのは2区6校であり、国庫資格面積と実際の面積との差は、平均して約3,900㎡となっている。また、算定額では、国庫資格面積で算定した場合と比べ、1校当たり約9億6千万円、6校の合計額として約57億7千万円高く算定されている。 このように、面積についての算定基準が設けられていないことにより、区間配分が公正でない状態となっているが、区側は、このような状態を是正する必要があると考えているのか、見解を伺う。 （第3回幹事会）	「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」の趣旨に沿って、特別区における地域の実情や需要を踏まえた着実な整備を進めるためには、国庫資格面積以上で整備することが必要であると考ええる。 区側としては、実施面積に基づく算定があるべき需要に相当すると考えており、現行の算定方法が区間配分の公正さを欠いているという認識はない。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	義務教育施設新築経費の見直し（態容補正） （つづき）	増改築と比較し、新築を行った特定の区に対し、10年間で約57億7千万円が高く算定されている事実等を示し、このような公正でない区間配分を是正するために都側提案を行ったにもかかわらず、区側から、地域の実情等を踏まえれば、一定の基準を超えたとしてもあるべき需要として算定すべきであり、公正さを欠いていないと発言があったことは、非常に残念である。 改めて説明するが、新築の場合は、財調単価と実際の面積で算定額を求めることから、面積については客観的な基準がなく、各区の個別の事情や独自の判断に基づいて行われる部分についても、財調の基準財政需要額として、無制限に算定されることとなる。 地域の実情や需要を踏まえ、実際に国庫資格面積以上に整備されていることは都側でも認識しており、そうした考え方は否定するものではないが、特別区共有の財源を調整する財調制度においては、新築を行った特定の区のみにも過大に算定される不公正な状態は速やかに是正されるべきと考える。 （第4回幹事会）		
6	財産費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）の見直し	都市計画交付金の交付対象経費における地方債収入相当額については、翌年度以降均等分割により、財産費で算定している。 一方、土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修を含む）工事費を算定しているため、都市計画道路の更新・改修経費が財調上二重算定となることから、該当する事業費を減額算定している。 しかし、財産費では区の実単価により算定しているのに対して、土木費の減額算定では財調単価を用いており、費目間で算定の整合が図られていない。その結果、都市計画交付金の地方負担額と土木費において減算する額が同額となっており、二重算定を避けるという主旨を考えれば、本来、同額とならなくては、区間配分が不均衡となる。 そのため、都市計画道路の更新・改修に係る経費の財産費の算定に当たっては、財調単価に置き換えて算定した額とする。 （第1回幹事会）	平成30年度財調協議において、都市計画事業として区道の更新・改修を行う場合、財調上、算定の重複が生じるため、土木費において態容補正により調整することとして、都区で合意しており、財産費を見直す必要はないと考える。 （第2回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	財産費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）の見直し（つづき）	都も、都区合意の結果を尊重しているが、過去に合意した事実をもって、未来永劫見直しが必要ないとは考えていない。 第1回幹事会でも発言したとおり、現行の算定方法では、都市計画交付金の地方負担額と土木費において減算する額が同額となっておらず、二重算定が解消されていない。二重算定を解消するという主旨を考えれば、本来、同額でなければ、区間配分が公正でなくなることから、より適切な算定方法となるよう見直しの提案をしたところである。 土木費での減額算定が開始された平成30年度以降、令和元年度及び令和2年度において、それぞれ1区1事業で、土木費での減額算定を行っている。 実例を挙げると、財産費において、令和元年度から算定した1件については、算定対象となる金額が約3億4千5百万円である一方、土木費での減算額は約1億2千4百万円である。この結果、約2億2千1百万円分について、なお二重算定を解消できていない。 同様に、令和2年度から算定した1件については、財産費の算定対象となる金額が約1億6千6百万円である一方、土木費での減算額は5千1百万円であることから、約1億1千5百万円分について、なお二重算定を解消できていない。 このように、二重算定を解消していれば他の需要算定が可能となるものが、特定の事業実施区に二重で算定されることとなっており、区間配分が公正でない状態となっていることが判明した。区側はこうした区間配分が公正でない状態を是正する必要がないと考えているのか、見解を伺う。 なお、今回比較した土木費の減算額は、今回都側提案した単価で計算したものである。 また、第1回幹事会で「財調単価に置き換えて算定した額とする。」と説明したが、土木費においては、種別補正後の金額を減算しているため、財産費の見直し後の算定においても、種別補正を反映させたものであることを、念のため申し添えておく。 （第3回幹事会）	土木費において算定されている道路改良工事費は、都市計画事業以外の区道の更新・改修を行う場合の事業費である。都市計画事業として区道の更新・改修を行う場合、都市計画交付金対象事業費の地方債収入相当額が財調算定されることとなり、都市計画事業以外の区道の更新・改修を行わなくなる。以上のことから、減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はないと考える。 なお、区側としては、本来であれば都市計画事業費については、財産費で算定するのではなく、全額を都市計画交付金で賄うべきものと考えており、再三、都側にも都市計画交付金の抜本的解決を求めていることを申し添えておく。 （第4回幹事会）	

1 算定方法の見直し等（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	財産費（都市計画交付金に係る地方債収入相当額）の見直し（つづき）	「土木費において算定されている道路改良工事費は、都市計画事業以外の区道の更新・改修を行う場合の事業費である。」とのことであるが、第1回幹事会でも申し上げたとおり、土木費では、全ての区道の道路改良（更新・改修を含む）工事費を算定しているため、都市計画道路の更新・改修経費が財調上二重算定となることから、該当する事業費を減額算定している。 しかし、現在の減算方法では、二重算定の解消ができていないことから、見直しの提案をしているところである。 仮に、合意できないとするのであれば、今後も二重算定が解消されないこととなるが、区間配分が公正でなくても良いと考えているのか、見解を伺う。なお、二重算定が生じている現行の算定方法においても、区間配分の公正さを欠いていないと考えているのであれば、その理由を伺う。 （第4回幹事会）	減算の必要が生じるのは土木費であり、財産費を見直す必要はなく、現在の減算方法により、二重算定は解消できていると考える。 （第4回幹事会）	

【区側提案事項】

1 特別区相互間の財政調整に関する事項

基準財政需要額の調整項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	企画調査費（個別施設計画策定経費）	区側提案では、個別施設計画に係る策定・更新経費を企画調査費の委託料に新規で加える形で提案しているが、現行算定の「調査、計画委託料」との重複が懸念されることから、現行算定ではどのような調査、計画委託に係る経費を算定しているのか伺う。また、標準区経費の設定方法について、経費計上区のみ平均としていることから、精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）のうち、公園と橋りょうに係る策定・更新経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は経費計上区平均により設定する。また、特別区の実態を踏まえ、公園の個別計画については10年計画、橋りょうの個別計画については5年計画とし、それぞれ毎年1/10、1/5ずつ算定する。 （第1回幹事会）	個別施設計画策定経費について、新規に算定する。
		企画調査費については、都側でも昭和46年まで遡って確認したが、具体的にどのような経費が算定されているか確認ができなかったことから、区の考えについては、一定程度理解するものである。 しかし、当該経費は、「調査、計画委託料」であることから、算入当時には存在しなかったことをもって、重複がないとすることには疑問がある。 また、区の実績をもとにした提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第3回幹事会）	「調査、計画委託料」については、経費算入して以降見直しが行われていないことから、算入当時に既に計画策定されている長期計画等の企画立案に係る経費を算定しているものとする。 また、個別施設計画は、平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化計画」に基づき策定することとなっていることから、既存算定とは重複していないと考える。 なお、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、経費計上区平均の数値をもって行うべきと考えている。 （第3回幹事会）	
		都としては、当該経費は、「調査、計画委託料」であることから、算入当時には存在しなかったことをもって、重複がないとすることには疑問が残るところではあるが、現在の算定内容が明らかとなっておらず、また、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 今後、区側において計画策定経費の見直しを行う際は、区全体へ影響を及ぼす基幹的な計画や個別事業における計画も含め、計画策定に要する全体の経費の見直しを行うことにより、当該企画調査費における調査、計画委託料の算定内容を明らかなものとすべきと考える。 （第4回幹事会）	都側からは、「算入当時には存在しなかったことをもって、重複がないとすることには疑問がある。」との考え方が示されたが、「調査、計画委託料」は経費算入以降見直しがされていない経費であることから、重複していないことは明らかであると言わざるを得ない。 なお、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、経費計上区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、経費未計上区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	企画調査費（個別 施設計画策定経 費） （つづき）		企画調査費における調査、計画委託料について、今後見直すべき課題であることは、区としても認識しているため、今後の検討課題とする。 （第4回幹事会）	
2	公衆無線LAN経費	区側提案では決算額の実施区平均から全固定で標準区経費を算出しているが、実施区のための平均としていることから、精査する必要があると考える。 また各区の公衆無線LANの配置規模及び経費にばらつきがあることから、各区の配置規模を加味した経費設定にすべきと考える。 （第2回幹事会）	行政情報や災害情報等を得るため区立施設や防災拠点等に設置している公衆無線LANの運用に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	公衆無線LAN経費について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、公衆無線LANの配置規模が偏在している区を除外し、標準区における設置箇所数のモデルを設定し、公衆無線LAN1か所当たりの平均経費を乗じることによって改めて標準区経費を設定した。また、回帰分析結果により全固定での算定としていたが、一部固定での算定とする。 （第3回幹事会）	
3	情報セキュリティ 強化関連経費	国通知に基づき、情報セキュリティ強化のため導入されたシステムに係る維持管理経費であり、区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	総務省通知に基づき、平成28年度から実施している情報セキュリティ強化に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	情報セキュリティ強化関連経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
4	災害対策費（生活必需品の備蓄） （ポータブル蓄電池配備経費）	区側提案では、避難所用ポータブル蓄電池に係る購入費用を現行算定に加える形で標準区経費を設定しているが、平成22年度財調協議において想定避難所生活者数の変化率から経費全体を見直した点を踏まえれば、現行算定されている経費も含めた経費全体の見直しが必要と考える。 （第2回幹事会）	発災時に災害情報等を得るためにスマートフォン等の充電に使用するポータブル蓄電池配備に係る経費について、防災避難所用ポータブル蓄電池単価と標準区における避難所数のモデルを設定し、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。標準区経費は防災避難所用ポータブル蓄電池単価については実施区の購入見込額に耐用年数が5年であることから1/5を乗じたもの、標準区の避難所数については各区の避難所数の回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		避難所に必要な生活必需品について、新たに必要とされる物品もあれば不要となった物品もあると考えられることから、経費全体を見直すべきであり、現行算定への追加により対応すべきものではないと考える。 （第4回幹事会）	避難所用ポータブル蓄電池は近年配備されている防災用品であることから、現行の標準区経費には含まれていないため、経費全体の見直しではなく、現行算定への追加により新たに算定すべきと考える。 （第3回幹事会）	
			現行算定されているが不要となった需要については、不明確であり、それをもって、未算定であることが明らかである避難所用ポータブル蓄電池を新たに算定することが否定されるべきではないと考える。しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
5	地域コミュニティ活動支援費（自治会・町会会館の整備助成金）	本件のような自治会・町会会館の新設、改築、修繕等に要する経費の一部を助成する事業について、他自治体の実施状況を伺う。 また、区側提案では、直近3か年平均決算額から単価を設定しているが、各区新築、改築、修繕等に要する経費の補助上限額が異なり、経費にばらつきがあることから、単価設定の方法を精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	自治会・町会会館の整備（新設、改築、修繕等）助成に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は町会数と1町会当たりの助成単価により設定する。 （第1回幹事会）	自治会・町会会館の整備助成金について、新規に算定する。
		特別区や都内の市での事業実施実態から標準区経費としての普遍性が認められ、また区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	本事業の他自治体実施状況については、都内多数の市で実施されている。 また、都側の意見を踏まえ、助成限度額及び執行額並びに実施件数から標準的な事業モデルを設定し、標準区経費を再設定した。 （第3回幹事会）	
6	軽自動車税申告受付業務負担金	区側提案は標準区経費の設定に令和3年度見込数値を用いているが、その理由を伺う。 （第2回幹事会）	軽自動車関連三団体が行っている軽自動車税の申告受付業務に係る負担金について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	軽自動車税申告受付業務負担金について、新規に算定する。
		都としては、本来各区の実績を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考えているが、令和2年度まで各区一部の経費を負担していたものが、令和3年度から実費相当全額を負担することになる点や、本見込数値が軽自動車関連三団体と相互に内容を確認したものであるということに鑑みると、標準区経費の設定に令和3年度見込数値を用いることについて、一定の理解はできる。 ただし、一部経費が突出している区があることから、精査する必要があると考える。 （第4回幹事会）	本事業について、令和3年度より一部経費負担から実費相当の負担へ転換することを予定しているため、令和3年度見込数値を用いている。 なお、本見込数値は、軽自動車団体と相互に内容を確認したものでなっており、今後、契約等を取り交わす際に基となる数値である。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、経費が突出している区を除外し、改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
7	軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金	軽自動車環境性能割の賦課徴収を東京都が実施する間、各区は環境性能割の合計額の5%を事務手数料として都に払い込むこととされ、その合計額の積算根拠として各区の基準財政収入額を用いており、標準区経費の設定として合理的かつ妥当な水準であることから、区案のとおり整理する。 （第4回幹事会）	令和元年10月に創設された軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る東京都事務手数料について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	軽自動車環境性能割徴収取扱費負担金について、新規に算定する。
8	公金取扱手数料 （特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料）	月額基本料の標準区経費の設定方法については、経費計上区平均により設定していることから、精査が必要であると考ええる。 また、収納委託料について、事業の性質等を踏まえ全比例で設定したとのことだが、どのような性質からそう判断したのか、区側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	公金取扱手数料について、住民税・軽自動車税の電子決済収納委託に係る経費を新規に算定する。併せて、コンビニエンスストア収納委託料について、その利用が減少することから算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、月額基本料は全固定での算定とし、標準区経費は経費計上区平均により設定する。また、収納委託料は全比例での算定とし、標準区経費は、コンビニエンスストア収納は回帰分析により設定、電子決済収納は1人当たり委託料単価と人口規模により設定する。 （第1回幹事会）	特別区民税・軽自動車税電子決済収納委託料について、新規に算定する。 また、コンビニエンスストア収納委託料について、算定内容（経費全体）を見直す。
		月額基本料について、決算額との乖離を理由とする提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 また、電子決済収納委託料については、測定単位と相関していないことから、全比例で算定すべきでないものと考ええる。 （第3回幹事会）	月額基本料について、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、経費計上区平均の数値をもって行うべきと考えている。 また、コンビニエンスストア収納委託料は、測定単位との相関が認められることから、全比例での算定とした。一方、電子決済収納委託料は、現状では測定単位との相関が認められなかったものの、電子決済の浸透に伴い測定単位に比例していくものと考え、コンビニエンスストア収納委託料と同様に全比例での算定とした。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、経費計上区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、経費未計上区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。また、電子決済収納委託料について全比例での算定としていたが、全固定での算定とする。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
9	公金取扱手数料 （指定金融機関派出業務経費）	区側調査によると23区すべてで発生する経費とのことだが、他の自治体の状況について伺う。 （第2回幹事会）	令和3年4月1日より発生する指定金融機関の区役所派出業務に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の実態を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は令和3年度の各区負担見込額により設定する。 （第1回幹事会）	指定金融機関派出業務経費について、新規に算定する。
		全国の自治体で共通して発生するものであり、区側提案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	昨今の低金利を背景に一般社団法人全国銀行協会等が全国市長会に対し、経費負担の適正化の要請を行う等、全国的に自治体への手数料体系の改定等による経費負担が行われている。 （第3回幹事会）	
10	災害対策費（災害応急対策）	防災被服単価の根拠となっている区側調査結果によると、各区購入している防災被服の品目にばらつきがあることから、共通の品目に絞って単価設定をする必要があると考える。 （第2回幹事会）	防災被服に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、防災被服単価と標準区における新規採用者数のモデルを設定し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とする。標準区経費は、防災被服単価については実施区平均、標準区における新規採用者数は各区実績の回帰分析より設定する。 （第1回幹事会）	災害応急対策について、算定内容（需用費、備品購入費）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、ばらつきのある防災被服の品目を除外し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
11	安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成）	防犯協会助成については平成28年度から算定しているが、その後の状況変化を伺う。 防犯設備整備助成に係る経費について、実施区のみ補助実績をもとに設定していることから、精査が必要であると考え。 防犯設備維持管理助成経費について、各区ばらつきがあるため、標準区経費設定の妥当性を確認することができないと考える。 （第2回幹事会）	防犯協会の活動に係る助成及び町会、自治会、商店街等が設置する防犯カメラ等に対する防犯設備整備助成に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実するとともに、整備した防犯カメラ等に対する防犯設備維持管理助成に係る経費について新規に算定する。標準区経費は防犯協会助成については実施区の平均助成額と防犯協会数を乗じたもの、防犯設備整備助成及び防犯設備維持管理助成経費については補助実績をもとに設定する。 （第1回幹事会）	防犯協会助成、防犯設備助成（整備）について、算定内容（負担金補助及び交付金、特定財源）を見直す。 なお、防犯設備助成（維持管理）については、協議が整わなかった項目として整理する。
		防犯設備整備助成に係る経費については、決算額との乖離を是正する提案と、補助率の改正分を反映する提案の2つとなっている。決算額との乖離を理由とする提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないことから、未実施区も含めて経費設定し直し、その上で補助率の改正を反映すべきであると考え。 防犯設備維持管理助成については、各区の取組にばらつきがあり、経費設定の妥当性を確認することができないことから、標準区経費の設定は困難であると考え。 （第3回幹事会）	防犯協会の活動に係る助成については、都が公表している都内の特殊詐欺の被害状況によると、平成28年以降、被害件数及び被害額が増加しており、防犯啓発活動等から、防犯協会の活動範囲が広範になっている。 防犯設備整備助成に係る経費については、平成29年度財調協議時と同様の算定手法を用いており、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区の数値をもって標準区の設定を行うべきと考えている。 防犯設備維持管理助成については、ばらつきはあるものの都補助対象事業であることを踏まえれば、標準的な経費として算定されるべき事業であると考え。 （第3回幹事会）	
		防犯協会助成については、特殊詐欺の増加に伴い、防犯協会が実施する防犯啓発活動が広範になった状況を踏まえた提案であり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 防犯設備整備助成については、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	防犯設備整備助成に係る経費については、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	安全安心まちづくり推進事業費（防犯協会助成、防犯設備助成）（つづき）		防犯設備維持管理助成については、都補助対象事業であるということに鑑みると、ばらつきが大きいことのみをもって、標準区経費の設定が困難であるという都側の見解は納得できるものではない。しかしながら、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
12	非常勤職員公務災害補償費	本経費については、標準区経費における非常勤職員の報酬総額より算出していることから、会計年度任用職員制度に係る見直しに伴い自動的に更新されるものであるが、令和3年度に見直す理由を伺う。また、全固定から一部固定の算定にする理由についても、併せて伺う。 （第2回幹事会）	非常勤職員公務災害補償費について、会計年度任用職員制度の運用開始を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定から一部固定での算定とする。 （第1回幹事会）	非常勤職員公務災害補償費について、算定内容（固定比率）を見直す。
		非常勤職員公務災害補償費は、前年度の非常勤職員分の報酬が自動的に反映されるものとなっている。会計年度任用職員制度の財調上への反映については、今年度合意することから、令和4年度には自動的に反映されるものである。これまでの標準区経費の設定を考えれば、合理的かつ速やかに反映できるものと考えている。 また、非常勤職員公務災害補償費は区の人口に比例して経費が増加するとのことだが、その理由について伺う。 （第4回幹事会）	非常勤職員公務災害補償費の算定については、令和2年度より会計年度任用職員制度が開始されていることを踏まえ、速やかに反映を行うべきと考える。 また、非常勤職員公務災害補償費は区の人口に比して経費が増加する実態を踏まえ、全固定での算定から一部固定での算定としている。 （第3回幹事会）	
		非常勤職員公務災害補償費が概ね人口に比例する点が確認できたことから、全固定での算定から一部固定での算定とする部分については、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	繰り返しとなるが、令和2年度より会計年度任用職員制度の運用が開始されていることを踏まえると、速やかに反映を行うべきという考えに変わりはない。 しかしながら、今回の協議では都区双方の見解を一致させることは困難であることから、経費についての見直しは協議が整わなかった項目として整理する。 また、各区の非常勤職員数は概ね人口に比例し、かつ経費は非常勤職員の給与費の総額をもとに定まるため、全固定での算定から一部固定での算定とする。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
13	区立施設定期点検調査費	令和3年度財調協議における地域センター管理運営費の協議経過を踏まえると、地域センターに係る面積増加分は除き、経費設定すべきと考える。 （第4回幹事会） 区側修正案は、地域センターに係る増加分を除き、現行単価を変えずに面積増加分を反映していることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	区立施設定期点検調査費は標準施設面積に基づき標準経費が設定されているが、令和2年度財調協議の標準施設面積の見直しに伴う面積増加分が反映されていないことから、現行の標準施設面積に基づき当該経費を充実する。 （第1回幹事会） 平成26年度財調協議において「今後も投資的経費に係る標準施設の見直しを行った際には、その結果を本項目の算定に適切に反映していく」と整理している以上、面積増加分を反映することが適切であるはずだが、都区双方の見解を一致させることが困難であるため、地域センターに係る増加分を除き、改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	区立施設定期点検調査費について、算定内容（経費全体）を見直す。
14	地域センター管理運営費	地域センターについては、令和2年度財調協議において、区側から「当該目的の施設は改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変更はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある」という発言があった。そこで、地域センターの改修により、500席未満の常設座席が設置されたホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室に変わった施設及びその具体的状況について伺う。 また、区側提案では平成26年度財調協議時の地域センター管理運営費の見直し方法と同様に1㎡当たりの単価から標準区経費を算出しているが、平成26年度の見直し時と異なる経費算出方法を用いている箇所があることから、精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	地域センターの管理運営費に係る経費について、令和2年度財調協議の標準施設規模の見直しに伴い、改めて特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	地域センター管理運営費 (つづき)	昨年度の協議は、「平成25年度財調協議では、500席未満のホール、または、多目的ホールを有する施設を地域センターとして整理している。区側発言によれば、地域センターの改修により500席未満のホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室等に変わっているとのことである。また、それでもなお、目的や役割において地域の交流施設であり続けるという実態があるとのことである。このような区の実態を踏まえれば、地域センターの定義を整理することについては、一定程度、理解できる。」とし、合意に至ったものである。 そこで、今回、昨年度の協議を踏まえ、地域センターの管理運営費を見直すよう提案を受けたことから、「地域センターの改修により、500席未満の常設座席が設置されたホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室に変わった施設及びその具体的状況について」確認したところ、「具体的な施設については、調査していない」との回答であった。 区側は昨年度の協議の中で、「改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変化はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある。」と、その変化している実態について言及しているにも関わらず、調査をしていないとのことである。 都は、区の「実態がある。」との発言を受け、合意しており、仮に、事実に基づかない区側発言ということであれば、協議における信頼性を根幹から揺るがしかねない事案である。 改めて区側に確認するが、昨年度の発言は、その実態に該当する施設の有無を確認せずに発言したものなのか、伺う。 また、次回幹事会までに、区側で該当施設の有無を調査した上で、昨年度に区側が発言した条件に合致する施設があるのか、無いのか。あるのであれば具体的にどこの施設で、改築・改修の前後の施設状況を明らかにするよう求める。 改めて言うが、これは協議における信頼性を根幹から揺るがしかねない事案であり、区側における早急な解明が必要である。 (第3回幹事会)	固定席等により対象施設を限定することは区の実態に即していないことを踏まえ、令和2年度財調協議では、地域センターにおいて改修等により、固定席等の設備が別の設備になっていることを述べたものである。なお、確認のあった具体的な施設については、調査していない。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	地域センター管理 運営費 (つづき)	まず、一点申し上げる。今回焦点となっているのは、「昨年度区側が発言した実態に合致する施設」があるのか、無いのかである。 それにも関わらず、「都の条件に合致する施設」と言葉をすり替え、昨年度の区側の発言の主旨を変えるような行為はまさに協議における信頼性を根幹から揺るがしかねないものであると言わざるを得ない。 前回の幹事会において、都が確認したのは、「昨年度の発言は、その実態に該当する施設の有無を確認せずに発言したものなのか」である。確認したのかしなかったのか、お答えいただきたい。 また、「昨年度に区側が発言した条件に合致する施設があるのか、無いのか。あるのであれば具体的にどこの施設で、改築・改修の前後の施設状況を明らかにする」よう求めたものである。 これは、昨年度の「改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変化はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある。」という区側発言に基づいて確認している。 区側の発言は、「改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わる。」、施設の状況に変化があっても、その施設の目的や役割に変化はなく「地域の交流施設であり続けるという実態がある。」というものであり、「改修等が終えた後に、財調上の地域センターの定義からは外れてしまうが、それでも地域の交流施設としてあり続ける実態」である。 今回の幹事会までに該当施設の有無の調査をと発言したが、その回答が、今後改修する施設ということは、昨年度区側が発言した「実態」に該当する施設は無いということか、改めて確認する。 (第4回幹事会)	令和2年度財調協議時の発言は、改修等により固定席が可動席に変わるなど、施設のあり方に変化がある実態を述べたものである。また、都の条件に合致する施設については、今後改修する施設だが、改修により500席未満の固定席付きホールや多目的ホールが無くなる施設があることは確認している。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	地域センター管理 運営費 (つづき)	ただ今の区側発言は二点について述べられており、一点目は、「区としては、都側の言う定義ではなく、固定席付のホールが、可動席に変わる等の実態を述べたものである。」、二点目は、「昨年度の時点で、改修等により、地域センターの施設要件である500席未満の常設座席が設置されたホール、多目的ホールの両方がなくなったという施設はなかった。」とのことである。 まず、一点目について改めて確認するが、昨年度の協議において、第2回幹事会で都側は、「平成25年度財調協議では、500席未満の常設座席が設置されたホールを有する施設、または、多目的ホールを有する施設であることを基準に地域センターの標準規模を設定した。」と地域センターの施設要件を発言している。 この発言を受け、区側は第4回幹事会で「改修等により、ホール等がなくなると算定対象外施設となる。しかしながら、当該目的の施設は改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わるなど、施設の状況に変化があるが、当該施設の目的や役割に変更はなく、地域の交流施設であり続けるという実態がある。」と発言している。 この第4回幹事会での発言の主旨も、「固定席付のホールが、可動席に変わる等の実態を述べたもの」であるのか。 (第4回幹事会)	昨年度時点で、改修等により、500席未満の常設座席が設置されたホール、多目的ホールの両方がなくなったという施設はなかった。 なお、昨年度における区側の「改修等により、固定席を有するホールが会議室等として変わる。」という発言は、固定席付のホールが、可動席に変わる等の実態を述べたものである。都側の言う「改修により、500席未満の常設座席が設置されたホールまたは多目的ホール」という定義の施設がなくなったということについて言及したものではない。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	地域センター管理 運営費 (つづき)	区側は、都側が地域センターの施設要件を明示した上で議論しているにも関わらず、自説に拘泥し、すれ違いの議論をしていたことが明らかとなった。協議において、その相手である都側の発言を理解しようとし、しないその態度は、不誠実なものであり、協議における信頼性を根幹から揺るがしかねないものであると言わざるを得ない。 また、都側が昨年度の第4回幹事会での区側発言を受け、「地域センターの改修により500席未満のホールや多目的ホールがなくなり、会議室や集会室等に変わっているとのことである。また、それでもなお、目的や役割において地域の交流施設であり続けるという実態があるとのことである。このような区の実態を踏まえれば、地域センターの定義を整理することについては、一定程度、理解できる。」と発言したにも関わらず、区側の発言主旨と異なっていることを指摘しないどころか、昨年度の時点で、この発言に合致する施設は存在していなかったとのことである。 このことから、区側の事実に基づかない発言により、合意に導かれたことは明白であり、昨年度の合意自体が無効であると言わざるを得ない。さらに、昨年度の合意をもとに提案されている本提案にも合意できるものではない。 (第4回幹事会)	ご指摘のあった第4回幹事会での発言も、「固定席付のホールが、可動席に変わる等の実態を述べたもの」である。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	地域センター管理運営費（つづき）	区側は都区双方の協議の前提に係る認識に齟齬があったために生じてしまった問題ととらえているとのことであるが、「区としては、施設の変容についての実態を述べたもの」との自説を繰り返すのみであることから、区がすれ違いの議論を続けていたことは明白である。 また、区が「昨年度時点で、改修等により、500席未満の常設座席が設置されたホール、多目的ホールの両方がなくなったという施設はなかった。」と発言していることから、区側の事実に基づかない発言により合意に導かれたことも明らかである。 そのため、昨年度の合意を無効とすべきところではあるが、都区の合意がなければ見直すことはできないという協議の性質上、区側が合意しないということであれば、無効とならないことはやむを得ないものとせざるを得ない。 なお、区側から、「一方的に区側に問題があるかのような、この発言は非常に残念である。」との発言があったが、このような事態を招いたのは、都が区側提案に対し地域センターの定義を明確に伝えた上で議論している中、区側は自説に拘泥し、すれ違いの議論に終始したからに他ならず、今後、このようなことの無いよう区側の猛省を求めるものである。 （第4回幹事会）	繰り返しになるが、区としては、施設の変容についての実態を述べたもので、事実に基づかない発言があったとは認識していないため、昨年度の合意を無効にすることについては承服しかねる。しかしながら、ここまでの協議状況を踏まえると、現段階で都区の認識を一致させることが困難であることから、今回の提案については協議が整わなかったものとせざるをえない。 なお、都側から、区側の態度は、不誠実なものであり、協議における信頼性を根幹から揺るがしかねないといった発言があった。一方的に区側に問題があるかのような、この発言は非常に残念である。区としては、本件は、都区双方の協議の前提に係る認識に齟齬があったために生じてしまった問題ととらえており、今後、このようなことがないように、双方で十分かつ丁寧にやりとりを行いながら協議を行っていく必要があると考えている。 （第4回幹事会）	
15	総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金）	実施区のみ平均としていることや、経費が突出している区があることから、標準区経費の設定について精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	地方債協会負担金等分担金に係る経費について、特別区の実態に基づき、算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	地方債協会負担金等分担金について、算定内容（経費全体）を見直す。
		決算額との乖離を理由とした提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第3回幹事会）	標準区の合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考えている。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	総務管理費（一般管理事務費）（地方債協会負担金等分担金）（つづき）	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、未実施区を含めて積算し、経費が突出している区を除外するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
16	生活困窮者自立支援事業費（生活保護適正実施推進事業等）	本事業の新規算定については、前年度の国庫内示額に基づき標準区経費を設定している。一方、今回の提案では、令和元年度決算額や令和2年度予算額を用いて標準区経費を設定しているが、その理由を伺う。 （第2回幹事会）	生活保護の適正な運営の確保を目的とした生活困窮者自立支援事業（生活保護適正実施推進事業等）に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和元年度の補助実績及び令和2年度予算額をもとに、複数ある事業のうち、半数以上の区が実施する事業を対象とし、当該実績を回帰分析することにより設定する。 （第1回幹事会）	生活保護適正実施推進事業について、新規に算定する。
		標準区経費については、直近の事業実施状況を踏まえるため、生活困窮者自立支援事業費として既に算定されている事業と同様に、前年度の国庫内示額に基づき設定すべきと考える。 （第4回幹事会）	本事業を新規算定した際は、事業開始年度の提案であり、各区実績が出ていないことから、都側修正案を踏まえ、国庫内示額にて算定を行ったものである。今回の提案は、各区実績が出ていることから令和元年度決算額を用いて標準区経費を設定した。なお、令和2年度予算額を用いて標準区経費を設定した事業については、令和3年1月開始の事業であり、半数以上の区が実施する見込みであることから、翌年度以降に事業の実績を確認することで算定が可能であると考え。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見についても一定程度理解できることから、国庫内示額にて改めて標準区経費を設定した。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
17	心身障害者福祉手当支給費（精神障害者福祉手当）	本事業は、都条例においてその範囲を定めているが、精神障害者は都条例の支給対象に含まれていないことから、算定すべきではないと考える。 （第2回幹事会）	障害者の負担軽減と福祉の増進を図ることを目的とした心身障害者福祉手当支給費について、精神障害者への手当を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は精神障害者保健福祉手帳1級所持者への助成実績等により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		精神障害者を心身障害者医療費助成制度の対象としているのは、その障害の特性から、医療を確保することの重要性を考慮しての対応である。繰り返しになるが、本事業は、都条例においてその範囲を定めており、条例の支給対象に精神障害者が含まれていない以上、算定すべきではないと考える。 （第4回幹事会）	本事業は、障害者総合支援法の趣旨に則り、各区が精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者に対して助成を行っているものであり、区側としては標準区経費として算定すべきと考える。また、都においても平成31年1月より、心身障害者医療費助成制度にて精神障害者への支援を開始しており、従前には無かった精神障害者への支援が拡充されていると理解している。これらのことを踏まえ、改めて都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
18	指導検査事務費 （指導検査支援業務委託等）	区案は、指導検査に係る経費について、社会福祉法人分と保育施設等分の合計額を用いて標準区経費を設定している。しかし、区側調査によると、保育施設等の指導検査において公認会計士等の専門家や財務会計に関する知見を有する者を活用している区は、社会福祉法人と比べ少数であることから、精査が必要と考える。また、実施区平均による標準区設定では妥当性に欠けると考える。 （第2回幹事会）	社会福祉法人や保育施設等に対する会計検査等の指導検査に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	指導検査支援業務委託等について、新規に算定する。
		区の実績をもとにした提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第3回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区平均の数値をもって行うべきと考える。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	各区の実態を踏まえれば、保育施設等の指導検査においても算定すべきであり、また、合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、保育施設等の経費を除外し、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
19	保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業 費	当該事業については、平成31年度財調協議において、「待機児童解消緊急対策対応経費」として、都補助事業の実施期間に合わせた臨時算定と整理したものである。都補助事業については、待機児童対策として実施していることを踏まえ、財調上も恒常的な算定とすべきではないという従来の都の考え方に変わりはない。そのため、令和3年度において算定する場合でも、都補助事業のある間に限り算定すべきであると考え。 その前提の上で、区案は、区側調査に基づき、標準区経費を新たに設定しているが、令和3年度において算定する場合、これまでどおり、都が把握する数値により設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	待機児童解消緊急対策対応経費として、令和2年度まで臨時的に算定されている保育従事職員宿舍借り上げ支援事業に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和元年度の実績に基づき設定する。また、臨時的な算定ではなく恒常的に算定することを提案する。 （第1回幹事会）	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定する。
		本事業は、平成31年度財調協議時に、都補助事業については、待機児童解消に向けて、令和2年度までを実施期間としていることから、令和2年度までの臨時算定として合意したものである。 今回、改めて都補助事業のある間に限り算定する形となったが、令和3年度財調協議においては、協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた予算要求を行っていることが明らかとなり、事業継続が見込まれる中での協議となった。 前回同様に都補助事業の終期までの算定とし、かつ、今回のように事業終了翌年度の事業継続が見込まれる中での協議となった場合、結果的には協議する必要のない事業について、協議する形になることが予想されるが、区の見解を伺う。 （第4回幹事会）	区側としては、従前から主張しているとおり、都補助の実施期間等を理由に、国庫補助対象事業を臨時算定すべきではないという考え方に変わりはない。しかしながら、待機児童対策は喫緊の課題であり、各区の継続した取組が必要であることから、今回は、都補助事業のある間に限り算定することとして整理したいと考える。なお、これまでと同様に、都が把握する数値により標準区経費を設定することに異論はない。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	保育従事職員宿舍 借り上げ支援事業 費 (つづき)	区側の提案は、例えば、本事業の終期が令和3年度と設定されていると仮定した場合、令和4年度末まで算定を継続し、令和5年度以降については、また別途協議をするということか。その考えを伺う。 (第4回幹事会)	前回同様に都補助事業の終期までの算定とし、かつ、今回のように事業終了翌年度の事業継続が見込まれる中での協議となった場合、結果的には協議する必要がなくなるかもしれないが、区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきとも考えているため、算定を継続するためには都補助事業の終期にあわせた提案を行わざるを得ない。次回の都補助事業の終期について、都側意見のとおり問題が起こり得ることを踏まえ、区側としては、このような事態を避けるために、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続すべきと考えるが、都の見解を伺う。 (第4回幹事会)	
		区の提案は、都補助事業が終期を迎えた後も1年間算定が継続するという問題はあるが、現状のままでは不要な協議を行うことになってしまうことから、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、区の考えに沿って整理するものとする。 (第4回幹事会)	令和3年度財調協議における介護人材確保等対策事業費や認可外保育施設等保護者負担軽減事業費の例によれば、令和3年11月にならなければ都の予算要求の状況は明らかにならないことから、区側としては、同様に提案をしなければならない。このため、結果的に、本来協議する必要のない事項について、協議することになってしまうため、これを避けるという考えである。なお、都補助の終期に関わらず、算定を継続すべきということについては、今後の課題とする。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
20	保育所等賃借料補助事業費	区案は、標準区経費について、事業の性質等を踏まえ、全比例で設定したとのことだが、どのような性質からそう判断したのか、事業の実施目的とあわせ、区側の見解を伺う。また、区案は、国の「都市部における保育所等の賃借料等支援事業」及び都の「保育所等賃借料補助事業」の活用を前提としていることから、令和3年度において算定する場合、毎年度の実績により、標準区経費を設定すべきと考えるが、区側の見解を伺う。 (第2回幹事会)	私立保育所（認可保育園、認定こども園、認証保育所等）に対する開設後の賃借料補助に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は令和元年度の補助実績をもとに設定する。 (第1回幹事会)	保育所等賃借料補助事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定する。
		標準区経費の設定に当たっては、事業の性質だけでなく、児童福祉費の測定単位である18歳未満人口と経費の相関を踏まえるべきと考えるが、その分析結果について伺う。また、毎年度の一般財源合計額の算出は困難とのことだが、令和4年度以降の標準区経費の設定方法について、区側の見解を伺う。さらに、本事業が待機児童対策として実施されていることを踏まえると、財調上、恒常的な算定とすべきではなく、都補助事業のある間に限り算定すべきであるとする。 (第4回幹事会)	本事業については区間のばらつきがあるものの、一般的には、各区の18歳未満人口に応じて保育所数も増え、それに伴いかかる経費が比例するものと考えられることから、本事業を全比例として算定することは妥当であるとする。また、本事業の実施目的については、待機児童対策等である。なお、補助実績を用いて算定を行う事業においては、毎年度の実績により標準区経費を設定することが望ましいが、本事業は保育所一所ごとに国庫補助の有無や補助率の内訳が異なることから、毎年度の一般財源合計額の算出は困難であるとする。 (第3回幹事会)	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 なお、都補助事業のある間に限り算定する本事業については、原則として都補助事業の終了年度までの算定と考えるが、区側の見解を伺う。 (第4回幹事会)	事業の性質を踏まえれば全固定ではなく全比例であるとの考えに変わりはないが、18歳未満人口と経費の相関について関連性が見られないことを踏まえれば、都側の考えも一定程度理解できることから、全固定で改めて標準区経費を設定した。 また、区側としては、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費と同様に、国庫補助対象事業を臨時算定すべきではないと考える。しかしながら、待機児童対策は喫緊の課題であり、各区の継続した取組が必要であることから、今回は、都補助事業のある間に限り算定することとして整理する。 なお、令和4年度以降の標準区経費の設定方法については、状況の変化や都補助事業の終期などにおいて適宜見直すことに異論はない。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	保育所等賃借料補助事業費 （つづき）	区側の提案は、例えば、本事業の終期が令和3年度と設定されていると仮定した場合、令和4年度末まで算定を継続し、令和5年度以降については、また別途協議をするということか。その考えを伺う。 （第4回幹事会）	区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきと考えていることから、都補助事業の終期にあわせて提案を行う必要がある。この場合、例えば、令和3年度財調協議において、介護人材確保等対策事業費や認可外保育施設等保護者負担軽減事業費では、都補助事業の継続が判明しない中、区側提案を行うこととなったが、財調協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた都の予算要求を行っていることが明らかとなり、結果的に協議する必要がなくなった。 本事業における都補助事業の終期についても、同様の問題が起こり得ることを踏まえ、区側としては、このような事態を避けるために、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続すべきと考えるが、都の見解を伺う。 （第4回幹事会）	
		区の提案は、都補助事業が終期を迎えた後も1年間算定が継続するという問題はあるが、現状のままでは不要な協議を行うことになってしまうことから、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、区の考えに沿って整理するものとする。 （第4回幹事会）	令和3年度財調協議における介護人材確保等対策事業費や認可外保育施設等保護者負担軽減事業費の例によれば、令和3年11月にならなければ都の予算要求の状況は明らかにならないことから、区側としては、同様に提案をしなければならない。このため、結果的に、本来協議する必要のない事項について、協議することになってしまうため、これを避けるという考えである。なお、都補助の終期に関わらず、算定を継続すべきということについては、今後の課題とする。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
21	区立保育所管理運営費（おむつ回収事業費）	区側調査によると、本事業は23区全てで実施しているとのことだが、他の自治体の実施状況について伺う。 （第2回幹事会）	区立保育所における紙おむつ回収事業に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は紙おむつ回収を個別に実施している区の単価及び年間総量並びに各区の0～3歳入所児童数をもとに設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		他自治体における実施状況について、区側から明確な回答が得られなかったことから、現時点において、本事業を標準区経費として算定する妥当性を判断することができない。 （第4回幹事会）	都内市部においては、調布市、府中市等が実施しているが、他の自治体の状況をもって、判断されるべきものではないと考える。また、都独自の認証保育所や私立保育所においては、サービスの一環として事業者がおむつ回収を行っていることから、区立保育所においても標準区経費として算定すべきであると考えているが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
		都としては、標準区経費としての普遍性を検証するために、特別区以外の自治体の実施状況を確認している。それが明示されないままでは、判断材料に欠けることから、算定の妥当性を判断できないものである。 （第4回幹事会）	区側としては、「特別区」における標準的にかかる経費として、各区の決算等から提案を行っている。一方で都側は、特別区以外の自治体の実施状況が明確ではないことのみをもって、標準区経費として妥当性を判断することができないとしている。区側としては、特別区の実績、普遍性等が確認できる状況であれば、十分妥当性を判断できると考えている。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
22	【態容補正】児童相談所関連経費	区案のうち、施設整備費については、地方交付税における国庫負担割合の拡充を踏まえて、交付率を1/2から29/40に見直すとのことだが、児童相談所・一時保護所の整備費に係る地方交付税制度上の算定方法について伺う。次に、特殊勤務手当について、標準区経費における支給要件や手当額の設定方法を伺う。また、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費については、予算額を用いて標準区経費を設定しており、標準区経費の水準として妥当ではないと考える。 （第2回幹事会）	児童相談所関連経費については、昨年度の財調協議において、令和4年度に配分割合のあり方について改めて協議を行うこととしている。 今年度は、昨年度の協議後に都区所管課の調整がついた事業など、未算定となっているものについて新規に算定又は算定を充実する。具体的には、（1）障害者入所施設にかかる民間社会福祉施設サービス推進費、（2）地方交付税上の財政措置拡充に伴う施設整備における態容補正の交付率の拡充、（3）特殊勤務手当、（4）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費である。なお、（1）（4）については全比例、（3）については一部固定とし、標準区経費は、（1）都補助金実績、（3）条例で定める各区の手当額、（4）都予算額に占める特別区分の経費により設定する。 （第1回幹事会）	障害者施設サービス推進費、特殊勤務手当及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費について、新規に算定する。 なお、施設整備費については、協議が整わなかった項目として整理する。
		区側発言を踏まえると、施設整備費について、区側提案にある地方交付税の交付率29/40の算定となるためには、児童相談所については地方債の起債が、一時保護所については地方債の起債及び次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が条件となっているものと考えるが、区側の見解を伺う。あわせて児童相談所・一時保護所整備事業における各区の起債状況及び次世代育成支援対策施設整備交付金の交付状況について伺う。また、昨年度協議において「地方交付税においても整備費の1/2相当額が措置されることとなる」との発言があったが、交付率1/2の算定となるためには、同様の条件があったのか、伺う。 次に、特殊勤務手当について、算定すべき職員と勤務日数は、区立児童相談所の実態等を踏まえたものとのことだが、その実態と他自治体における支給状況について、支給対象職員の範囲と支給要件の具体的内容を伺う。 また、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費について、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第3回幹事会）	地方交付税制度上の施設整備費については、児童相談所の場合、施設整備事業経費の1/2の額に対し、起債充当率100%、うち事業費補正が70%、単位費用が30%で措置されている。残りの一般単独事業分については、充当率90%、交付税率50%とされており、実質29/40が担保されるものと考えられる。また、一時保護所については、1/2に次世代育成施設整備交付金が充当され、残りの一般補助施設整備等事業については、充当率90%、交付税措置率50%とされており、こちらも実質29/40が担保されるものと考えられる。 次に、特殊勤務手当については、各区条例で定めた日額単価で、最も多くの区が採用している額（児童相談所相談業務手当490円、一時保護業務手当1,470円）に、令和2年度財調協議で合意した職員配置数（児童相談所33人、一時保護所11人）と1人当たり想定年間勤務日数240日を乗じた額を標準区経費として設定した。このうち、算定すべき職員と勤務日数については、令和2年度に児童相談所を開設した3区の実態等を踏まえたものである。 また、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費については、都側意見を踏まえ、過去3か年の決算額を用いて、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】児童相談所関連経費（つづき）	施設整備費について、昨年度の協議において、都側は、①特別交付金のルールでは、地方交付税の算定対象であるが、都区財政調整においては普通交付金の算定対象とはなっていない財政需要については、特別交付金において、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定している。②しかし、児童相談所の開設前の施設整備費について、特別交付金のルールに従い算定するにしても、既に算定済のものについてはその内容を修正・変更することはできない。③そこで、特別交付金の交付率は、これまでどおりとした上で、児童相談所の開設年度に、その同額を普通交付金で追加算定することで、特別交付金のルールで算定すべき1/2相当額を確保していきたいと述べた。 以上のように、児童相談所の施設整備費については、特別交付金のルールに基づき、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定するものと考えている。 区側発言により、今年度の区側提案である29/40だけでなく、昨年度合意した1/2についても、交付税算定上、地方債の起債、一時保護所については、あわせて次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が条件となるということが明らかとなった以上、今年度の区側提案については、これらの条件にあった場合のみの算定に限るべきと考える。 また、昨年度合意した1/2についても、同様とすべきと考える。 次に、特殊勤務手当について、都では、支給対象業務に従事することは例外的な場合に限られるとの理由で、通常、管理職員は支給対象としていない。また、都の児童相談所や一時保護所に勤務する職員に支給される福祉等業務手当や給料の調整額については、支給対象職員の範囲を児童福祉司等や福祉職に限定しており、現に児童相談所設置区の中にも事務職員を支給対象から除いている区があることから、管理職員や事務職員を支給対象職員に含めている区案は妥当でないと考える。支給要件については、都における福祉等業務手当の支給が、児童福祉司等が、生活保護法又は児童福祉法に規定する業務を行うため家庭を訪問したときに限られていることや、近隣の児童相談所設置市の状況を踏まえると、1人当たりの想定年間勤務日数である240日すべてで特殊勤務手当が支給されることを前提に標準区経費を設定している区案は妥当でないと考える。 （第3回幹事会）	施設整備費について、1点目であるが、地方交付税上はそのような扱いになっていると認識している。2点目であるが、区としては、起債の状況に関わらず、地方交付税上の措置の拡大に合わせて算定を充実すべきという提案をしていることから、起債の状況等を確認する必要はないと考える。3点目であるが、地方交付税であれば同様の条件であった。次に特殊勤務手当について、1点目であるが、特別区としては管理職も支給対象としており、区によっては職種制限なく、出勤の都度支給している。 2点目であるが、児童相談所業務手当における支給対象職員は、特別区においては、開設した3区のうち、1区が「職種制限なく支給対象」、1区が「事務職を除き支給対象」、1区が「未支給」であった。また、近隣の児童相談所設置市5市では、3市が「職種制限なく支給対象」、1市が「職種を限定して支給」、1市が「未支給」であった。 一方、支給要件についてであるが、特別区においては、支給している2区のうち、1区が「出勤の都度支給」、1区が「業務に従事した場合支給」であったのに対し、支給していない1市を除く4市中4市共、「業務に従事した場合支給」であった。 続いて、一時保護業務手当における支給対象職員であるが、特別区においては、3区共「職種制限なく支給対象」であった。また、近隣の児童相談所設置市5市では、2市が「職種制限なく支給対象」、1市が「職種を限定して支給」、2市が「未支給」であった。一方、支給要件についてであるが、特別区においては3区共「出勤の都度支給」に対し、支給していない2市及び給与の調整率で対応している1市を除き、2市共「業務に従事した場合支給」であった。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【態容補正】児童相談所関連経費（つづき）	児童相談所の施設整備費については、繰り返しになるが、特別交付金のルールに基づき、地方交付税に関する法令の規定による算定方式に準拠した交付率で算定するものと考えている。このことから、地方債の起債や次世代育成支援対策施設整備交付金の交付といった交付税算定上の条件にあった場合のみの算定に限るべきと考える。また、現行の算定について、区側は、あくまでも地方交付税上の事例を踏まえ、その考え方を拠り所として整理されたものと認識しているとのことであるが、地方交付税制度上の算定に条件があるのであれば、それを明示すべきであり、昨年度協議における区側の説明は不十分であったと言わざるをえない。 次に特殊勤務手当について、区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。なお、区側は、今後児相開設区が増えた段階で改めてあるべき需要について検討を行う必要があると理解しているとのことであるが、今回区側が確認した近隣の児童相談所設置市5市の中には支給を行っていない市も含まれていることから、あるべき需要を再検討するに当たっては、近隣5市以外の設置市、特に中核市の状況も踏まえる必要があると考える。 最後に、障害者入所施設にかかる民間社会福祉施設サービス推進費について、区案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	施設整備費について、区側としては、あくまでも地方交付税上の事例を踏まえ、その考え方を拠り所として整理されたものと認識しており、今般、地方交付税の水準が引き上げられたことから、同等の水準とする提案を行ったものである。従って、起債を前提とする都側の修正案は妥当ではないと考える。 次に特殊勤務手当について、支給対象職員や支給要件に制限なく支給している区があることを踏まえれば、その実態に合わせて算定すべきであると考えているが、今回は、管理職員及び事務職員を除外し、想定年間勤務日数から、現時点で把握可能な区の支給状況や研修に要する日数等を踏まえ、改めて標準区経費を設定した。なお、区側としては、今後児相開設区が増えた段階で改めてあるべき需要について検討を行う必要があるものと理解している。 （第4回幹事会）	
		特殊勤務手当について、あるべき需要として、その妥当性を今後改めて判断するに当たっては、特別区の実態だけでなく、近隣5市以外の設置市、特に中核市の状況も踏まえる必要があると考える。 （第4回幹事会）	特殊勤務手当について、都側から「中核市の状況も踏まえる必要がある」との発言があったが、区側としては、本来的には、特別区の実態を踏まえれば十分であると考えており、妥当性を判断するために、中核市について特段確認する必要はないと考えていることを申し添えておく。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
23	共同生活援助等事業費	区側提案には、国庫負担事業及び運営費加算に係る経費以外に各区で加算を行っている経費が含まれており、標準区経費として設定することは妥当でないと考える。次に、重度身体障害者グループホーム運営費については、実施区が5区のみとなったことから、標準区経費には馴染まないものとして算定廃止を都側提案している。 (第2回幹事会)	障害者が利用するグループホームにおける日常生活上の援助を行う共同生活援助等事業に係る経費について、国庫負担事業及び運営費加算並びに重度障害者グループホームの算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、国庫負担事業及び運営費加算については全比例、重度障害者グループホームについては全固定での算定とし、標準区経費は回帰分析等により設定する。 (第1回幹事会)	共同生活援助等事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
		国庫負担事業及び運営費加算に係る区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。一方、算定廃止後の重度身体障害者グループホーム運営費の特別交付金での取扱いについては、そもそも特別交付金は特定の事項について算定することをあらかじめ約束するものではなく、法令の規定に基づき都と区で合意した算定ルールに則って算定されていることから、同様に算定ルールに則って取り扱われるものである。 (第4回幹事会)	各区が加算している経費については、多数の区が実施しており、個々の事情により都外グループホームを利用する者に対する各区共通の経費などが含まれていることから、標準区経費として設定することは妥当であると考え。しかしながら今回は、都側の意見を踏まえ、各区による加算部分を除外し、改めて標準区経費を設定した。また、重度身体障害者グループホーム運営費について、区側においては縮減提案を行っているものの、都側の主張も一定程度理解できるものがあることから、都案に沿って整理をする。なお、本経費は「市町村補助区部財調事業」であることから、算定廃止後は、特別交付金の対象事業であると考えが、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	
			重度身体障害者グループホーム運営費について、区側としては、特別交付金の算定ルールに鑑みれば「基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されていなかった特別の財政事情」に該当するものであり、当然、特別交付金により算定すべき事業と認識している。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
24	児童手当給付事業費	区側提案における標準区の対象経費には、恒常的な算定に馴染まない経費が含まれていることから、精査が必要であるとする。 （第2回幹事会）	児童手当給付事業に係る経費について、通知を行う際の郵便料や、書類の封入封緘経費等の算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	児童手当給付事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、普遍性の観点等から数値を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
25	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費	区側調査によると、積算に用いられている施設の面積は、約37㎡から約1,475㎡までとばらつきがある。国の「放課後児童健全育成事業実施要綱」によると、放課後児童健全育成事業を行う場所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画である「専用区画」を設けなければならないとされているが、当該区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上と定められている。また、同要綱で、当該事業における一の支援の単位を構成する児童の数がおおむね40人以下とされていることを踏まえると、標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が不十分とする。 （第2回幹事会）	放課後児童クラブ、いわゆる、学童クラブに係る経費について、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や、事業の性質等を踏まえ、人件費については全比例、経常的経費及び投資的経費については一部固定での算定とし、それぞれ施設数、施設面積等を踏まえ、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【経常・投資】放課後児童クラブ事業費（つづき）	標準区経費の設定に当たっては、区の実態だけでなく、国実施要綱の内容等も踏まえるべきだと考える。また、今回、区側は、経常的経費に加え、投資的経費の見直しについても提案しているが、国実施要綱によると、施設・設備について、「小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設の活用を図るほか、児童館、保育所・幼稚園等の社会資源や民家・アパートなども活用して実施すること」とされている。各区においては、この内容を踏まえつつ、放課後児童クラブの整備を進めていると認識しているが、区によっては、一時的な対応としてプレハブの設置等により増設を行っているところもあると考えられる。そこで、区案の投資的経費の見直しにおける対象施設の範囲について伺う。また、プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設の取扱いについても、伺う。 （第4回幹事会）	要綱に定める児童1人当たりの面積及び支援単位ごとの児童数については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に定義されているとおり、「最低基準」であり、区市町村はこれを向上させるように努めるものとされている。従って、児童1人当たりの「専用区画」が1.65㎡を超える施設であっても、一定程度の広さを確保することは利用する児童にとっても有益であることから、おおよその施設とその面積は妥当なものであると考える。一方で、都側の意見のとおり、一部の施設においては、標準区経費の設定に係る施設数や面積の精査が必要であると考え。都の「平成30年度児童館・学童クラブ事業実施状況」によると、区部においては、依然として2,000人を超える学童における待機児童がおり、喫緊の課題に対して取り組んでいる区の実態を踏まえた上で、標準区経費を設定すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
		「プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設については、待機児童対策の観点から生じた必要な経費であることから、本提案から除外していない」とのことだが、プレハブといった一時的に設置されている施設の改築・大規模改修経費を、児童福祉費で標準算定されている他の施設と同様の単価や年度事業量を用いて算定することについて、考え方を整理する必要がある。このため、プレハブといった一時的に設置されている施設の実態について、確認したい。 （第4回幹事会）	投資的経費の見直しにおける対象施設の範囲については、前回都区で合意した児童館・児童センター、公有地専用施設及び学校敷地内専用施設としている。また、プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設については、待機児童対策の観点から生じた必要な経費であることから、本提案から除外していない。 （第4回幹事会）	
			現状、プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設について、個別に把握していない。区側としては、待機児童対策の観点を踏まえれば、プレハブをはじめとする一時的に設置されている施設に係る経費も算定すべきであるとの考えに変わりはない。しかしながら、都側がプレハブにかかる考え方の整理を必要としていることを踏まえれば、今回の協議では合意に至ることは困難であるため、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
26	介護人材確保等対策事業費	本事業は、令和2年度財調協議時に、国の計画や都内の介護人材を取り巻く状況等を考慮し実施される都補助事業の状況を踏まえる必要があることから、令和3年度以降の算定については、都の補助事業が存続する間の算定として合意したものである。 令和3年度財調協議においては、協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた予算要求を行っていることが明らかとなったことから、事業継続が見込まれる中での協議となったが、結果的には協議する必要のない事業について、協議している形となってしまった。 この点は、次回の都補助事業の終期に同じく課題となると考えるが、区の見解を伺う。 （第4回幹事会）	介護事業所職員に対する研修受講料の助成やキャリアアップ研修の実施に係る経費について、都補助の終期（令和2年度）に合わせて算定の廃止が見込まれることから、令和3年度以降区単独事業として算定を継続するため、算定を改善する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は決算の回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	介護人材確保等対策事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定を継続する。
		区側の提案は、例えば、本事業の終期が令和3年度と設定されていると仮定した場合、令和4年度末まで算定を継続し、令和5年度以降については、また別途協議をするということか。その考えを伺う。 （第4回幹事会）	区側提案事項を決定する過程では、都補助事業の継続が判明しなかったことから、区側提案事項としたものである。結果的には協議する必要がなかったものかもしれないが、区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきとも考えているため、算定を継続するためには都補助事業の終期にあわせた提案を行わざるを得なかった。 次回の都補助事業の終期についても、同様の問題が起り得ることを踏まえ、区側としてはこのような事態を避けるために、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続すべきと考えるが、都の見解を伺う。 （第4回幹事会）	
		区の提案は、都補助事業が終期を迎えた後も1年間算定が継続するという問題はあるが、現状のままでは不要な協議を行うことになってしまうことから、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、区の考えに沿って整理するものとする。 （第4回幹事会）	今回の例によれば、令和3年11月にならなければ都の予算要求の状況は明らかにならないことから、区側としては、同様に提案をしなければならない。このため、結果的に、本来協議する必要のない事項について、協議することになってしまうため、これを避けるという考えである。なお、都補助の終期に関わらず、算定を継続すべきということについては、今後の課題とする。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
27	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費	本事業は、令和2年度財調協議時に、都補助事業のある間に限り算定するとして合意したものである。 令和3年度財調協議においては、協議が開始となる直前の11月に都補助事業の継続に向けた予算要求を行っていることが明らかとなったことから、事業継続が見込まれる中での協議となったが、結果的には協議する必要のない事業について、協議している形となってしまった。 この点は、次回の都補助事業の終期に同じく課題となると考えるが、区の見解を伺う。 （第4回幹事会）	認可外保育施設等保護者負担軽減事業に係る経費について、都補助の終期（令和2年度）に合わせて算定の廃止が見込まれることから、令和3年度以降区単独事業として算定を継続するため、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は幼児教育・保育の無償化後の都補助実績（令和元年10月～令和2年3月）に基づき設定する。 （第1回幹事会）	認可外保育施設等保護者負担軽減事業費について、都補助事業の継続期間に限り算定を継続する。
		区側の提案は、例えば、本事業の終期が令和3年度と設定されていると仮定した場合、令和4年度末まで算定を継続し、令和5年度以降については、また別途協議をするということか。その考えを伺う。 （第4回幹事会）	区側提案事項を決定する過程では、都補助事業の継続が判明しなかったことから、区側提案事項としたものである。 結果的には協議する必要がなかったものかもしれないが、区側としては都補助事業の終期によらず算定を継続すべきとも考えているため、算定を継続するためには都補助事業の終期にあわせた提案を行わざるを得なかった。 次回の都補助事業の終期についても、同様の問題が起り得ることを踏まえ、区側としてはこのような事態を避けるために、少なくとも、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続すべきと考えるが、都の見解を伺う。 （第4回幹事会）	
		区の提案は、都補助事業が終期を迎えた後も1年間算定が継続するという問題はあるが、現状のままでは不要な協議を行うことになってしまうことから、都補助事業の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないことを条件に、区の考えに沿って整理するものとする。 （第4回幹事会）	今回の例によれば、令和3年11月にならなければ都の予算要求の状況は明らかにならないことから、区側としては、同様に提案をしなければならない。このため、結果的に、本来協議する必要のない事項について、協議することになってしまうため、これを避けるという考えである。なお、都補助の終期に関わらず、算定を継続すべきということについては、今後の課題とする。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
28	障害者モビリティ支援事業費	区案は、特別区の実態に合わせて現行算定を見直すものであり、概ね妥当と考える。しかし、標準区経費の設定については、積算方法も含め、精査が必要であると考え。（第2回幹事会）	外出困難な心身障害者の社会生活の利便性を図るためのタクシー料金助成及び自家用車の燃料費補助に係る経費について特別区の実態に基づき、算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は決算をもとに回帰分析により設定する。（第1回幹事会）	障害者モビリティ支援事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。（第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、積算方法等について精査し、改めて標準区経費を設定した。（第3回幹事会）	
29	自殺防止対策事業費（自殺対策計画策定経費）	自殺対策計画は、「自殺対策基本法」により策定が義務とされている計画であり、区案は計画策定に要する経費につき妥当な設定であると考えられることから、区案に沿って整理する。（第4回幹事会）	「自殺対策基本法」により義務化されている自殺対策計画の策定に係る経費について、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全固定での算定とし、報償費は計画策定区における策定委員会の構成員・単価等の平均により、委託料は計画策定区の決算平均により、標準区経費を設定する。また、特別区の実態を踏まえ5年計画とし、毎年1/5ずつ算定する。（第1回幹事会）	自殺対策計画策定経費について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
30	使用済注射針回収支援事業費	薬剤師会が使用済注射針回収を行う根拠について伺う。 また、標準区経費の設定方法については、事業実施区のみ の決算平均額としていることから、未実施区も含めて標準 区経費の設定を精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	薬剤師会が実施する使用済注射針の回収・廃棄処理に対す る支援事業に係る経費について、新規に算定する。なお、 決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定で の算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	使用済注射針回収支援事業費について、新規に算定する。
		本来市町村が行う一般廃棄物処理を、環境省の通知に基づ き、医療機関が行っていることは理解した。 一方、区の実績をもとにした提案であり、23区総体の充足 率が100%を超えるべきではないと考える。 （第3回幹事会）	薬剤師会が使用済注射針回収を行う根拠であるが、在宅医 療廃棄物は一般廃棄物であることから、「廃棄物の処理及 び清掃に関する法律」に基づき、市町村が一般廃棄物処理 計画に従って処分しなければならないものとされている が、環境省通知「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄 物の適正処理について」において、最も望ましい処理の方 法として「注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患 者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理 する」方法が示され、各自治体は関係者と連携を図りつ つ、地域の実情に応じた処理を実施している。特別区にお いては、ごみ収集作業員の針刺し事故を防止するため、東 京都の働きかけにより各区の薬剤師会において使用済注射 針の回収を行っている。 また、標準区経費の設定方法についてだが、合理的かつ妥 当な水準を設定するにあたっては、実施区の数値をもって 回帰分析を行うべきと考えている。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的 かつ妥当な水準となっておりと考えられるため、区側修正 案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、実施区の数 値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、 今回の協議では都区の見解を一致させることが困難であ る。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見 を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精 査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
31	特定不妊治療費助成事業費	本事業は、都補助事業に対する上乗せとして実施しているものであり、区の自主財源事業であると考え。 (第2回幹事会)	特定不妊治療費助成に係る経費について、標準区における助成人数、単価等のモデルを設定し、新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、助成人数は回帰分析により、単価は実施区の助成額合計を助成人数合計で除して、それぞれ設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		各自治体において、それぞれ独自の政策的判断により、国や都の基準を上回る事業を実施すること自体、否定されるものではない。 しかし、財調上の「あるべき需要」を判断する上では、「合理的かつ妥当な水準」であることが必要である。本事業については、都内区市町村の「合理的かつ妥当な水準」である都事業に対する上乗せとして実施しているものであり、財調上の「あるべき需要」ではないと考える。 (第4回幹事会)	特別区では多数の区で実施している普遍的な事業であり、他の財調算定されている事業と何ら異なるものではないと考える。 平成21年度財調協議の際に、基準財政需要額のあり方について都区双方で確認を行ったが、その中で、都側から「都の基準を上回る需要を財調算入する場合、大都市需要として論理的に説明できることが必要」との考え方が示された。 当事業は、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図る事業であり、近年の晩婚化などを背景に増加している、子どもを望みながら授からない方々のニーズに応えるものである。 国も少子化対策の一環として助成額の増額を検討していることに鑑みれば、現在の都事業による助成額では高額な医療費を賄えておらず、それを補う当該経費は、全国でもっとも晩婚化が進む東京において、大都市需要として論理的に説明できるものであり、標準的な経費として妥当であると考え。一方で都側が大都市需要と認めず、自主事業と判断する理由について、都側の見解を伺う。 (第3回幹事会)	
			特別区の実態や事業の内容を踏まえれば、算定されるべき事業であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
32	予防接種費（ロタウイルス）	区案は、各区の想定接種率を踏まえた提案であり、平成30年度財調協議において都区で確認した「新たな予防接種を算定する場合においては、当初は想定接種率で設定する」との内容に沿ったものとなっていることから、委託料については概ね妥当であると考ええる。 一方、区案では事務費について適切に反映されていないと考えられることから、改めて精査する必要があると考ええる。 （第2回幹事会）	令和2年10月より定期予防接種を開始するロタウイルスワクチンに係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、接種率は特別区の想定接種率の平均により、単価は三者協単価により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	予防接種費（ロタウイルス）について、新規に算定する。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 また、新たな予防接種が追加になった場合は、接種対象者数の増加割合に応じて事務費を算出することに異論はないが、接種率を3か年度の実績が判明した段階で見直す際に、事務費についても改めて見直すべきである。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、ロタウイルスワクチン追加による事務経費を加え、改めて標準区経費を設定した。なお、事務経費は、接種対象者数の増加割合に応じて事務経費を増加させ算出した。 今後、新たな定期予防接種が追加になった場合は、同様の方法により事務経費を増額すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
		新規予防接種を算定後、3年以内に新たな予防接種が追加された場合は、既に算定されている予防接種にあわせて事務費を見直すべきと考えるが区側の見解を伺う。 （第4回幹事会）	接種率を3か年度の実績が判明した段階で見直す際に、事務費についても改めて見直すことに異論はないが、事務経費については、ロタウイルスに限らず、他の定期予防接種を含む全体の事務経費を見直す必要があるため、現在、定期予防接種化を検討中のワクチンがあることから、国の動向に注視する必要があると考える。 （第4回幹事会）	
		新たな定期予防接種が追加される際には、各区の想定接種率で算定するが、その後3か年度の実績が判明した段階では、接種率に合わせ事務費についても適切に見直すこととする。 なお、3年以内に新たな予防接種が追加された場合は、既に算定されている予防接種にあわせて事務費の見直しを行うこととする。 （第4回幹事会）	事務経費の見直しの時期についてであるが、新規予防接種を算定後、3年以内に新たに追加された予防接種に係る事務経費も適切に反映されるのであれば、異論はない。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
33	予防接種費（B型肝炎）	区案は、接種率について、新規算定後3か年度の実績による見直しであり、標準的な接種率等を設定したものであると考えられることから、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	予防接種費について、B型肝炎の接種率等を見直し、算定を充実する。なお、接種率等は平成29年度から令和元年度実績の数値により設定する。 （第1回幹事会）	予防接種費（B型肝炎）について、算定内容（委託料）を見直す。
34	健康診査（胃がん検診）	国が示している「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」によると、受診者がエックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとされているが、モデル健診として加えた区側の見解を伺う。 また、診療報酬点数が突出している区があることから、内訳及び設定方法について、改めて精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	健康診査（胃がん検診）に係る経費について、内視鏡検査の導入等を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、受診者数は実績と人口規模をもとに、検診単価は診療報酬点数をもとに標準区経費を設定する。 （第1回幹事会）	健康診査（胃がん検診）について、算定内容（経費全体）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、合理的かつ妥当な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	国が示している「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に、受診者がエックス線検査又は胃内視鏡検査のいずれかを選択するものとされている以上、各自治体は受診者が適切に選択できるよう、どちらの検査方法も用意するものであると考える。特別区では22区で胃内視鏡検査を実施しており、モデル健診に加えた。なお、標準区経費においては、検査方法による受診者数の重複が発生しないように設定している。 また、診療報酬点数についてであるが、都側の意見を踏まえ、再度、内訳等を精査した。標準区における診療報酬点数は、実施区において各検査項目の最も共通する点数の合計等とし、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
35	鳥獣被害対策事業費（アライグマ・ハクビシン対策）	区案は「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業（外来種の積極的防除事業）」を活用することが前提となっている。この補助を受けるにあたっては「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」や知事が適当と認める防除計画に基づき取組を行う必要がある。 「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」の防除を行う期間は令和3年3月末までとなっているが、来年度以降も計画延長が見込まれている。一方、計画の延長期間については未定であるが、本算定については計画終了までの時限的な算定とすると必要があると考える。 （第2回幹事会）	令和3年度財調協議で算定継続の可否を検討することになっているアライグマ・ハクビシン対策に係る経費について、実施区全区において次年度以降も事業継続予定であるため、算定を継続するとともに、単価及び実施件数を見直し、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、算定方法を全固定から全比例に変更し、標準区経費は実施実績と人口規模をもとに設定する。 （第1回幹事会）	アライグマ・ハクビシン対策について、都防除計画の継続期間に限り算定を継続する。
		本経費は、「令和2年度には、東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画の目標が達成され、計画終了年度においては、本事業について特別区全体で取り組む必要性が低下、もしくは失われると考えられる」ことから時限算定として平成30年度から新規算定したものである。 この考え方を踏まえれば、計画終期までの時限算定とすべきである。 （第4回幹事会）	都は、区案は「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業（外来種の積極的防除事業）」を活用することが前提となっているとしているが、本案は施策の普遍性を考慮の上、特別区の実態を踏まえて設定したものであり、当該補助制度を活用することを前提としているものではない。したがって、防除計画の終了までの算定とする必要はないものとする。 （第3回幹事会）	
		防除計画の終期に合わせた時限算定とするとのことであり、区案の数値等の設定や比例費とする考え方については、概ね合理的な水準となっていると考えられることから、区案に沿って整理する。 なお、区からの提案は、都の防除計画が終期を迎えた後も1年間算定が継続するという問題はあるが、防除計画の終期を迎えた年度の翌年度末で算定を終了すること及び、その後の協議では1年間算定が継続することは協議の判断に影響しないこととする。 （第4回幹事会）	特別区では多数の区が実施している普遍的な事業であることから、時限算定とする必要はないという区側の考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、やむを得ないものとして、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、計画終了後に本事業の算定継続の可否について改めて検討することを前提に、防除計画の終期に合わせた時限算定としたい。 一方、今年度の協議においては、防除計画の終期が不透明であるため、時限算定の終期を設定することが困難である。そこで今後も、このような事態を避けるために、少なくとも、防除計画の終期を迎えた年度の翌年度末まで算定を継続することとすべきと考えるが、都の見解を伺う。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
36	精神保健デイケア事業費	各区の実施状況を踏まえて経費全般を整理したものであり、概ね妥当であると考えられることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	精神保健デイケア事業に係る経費について、特別区の実態に基づき、職員の配置人数や実施回数を見直し、算定を縮減する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での設定とし、標準区経費は実施実績と人口規模をもとに設定する。 （第1回幹事会）	精神保健デイケア事業費について、算定内容（経費全体）を見直す。
37	清掃費の見直し	1点目の「標準区ごみ量の見直し」であるが、直近の実績である令和元年度のごみ量と人口に更新することは、より適切な算定に繋がるものであり、都としても見直す必要があると考えている。 2点目の「収集運搬モデルの改定」であるが、清掃費の標準区職員数や車両台数の算出にあたり、「見直し後の標準区ごみ量」と「令和2年度の各区の収集作業計画」を基とし、ごみ量以外の積載基準や作業能率なども適切に見直され、清掃事業の実態が踏まえられているものと考えている。 3点目の「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離が生じている項目の見直し」であるが、その11項目において、多くは合理的かつ妥当な水準として標準区経費が見直されていると考えられる一方で、一部の経費については、標準的な需要として、妥当とは言えない経費が含まれている。そのため、当該経費を除外するなどの精査が必要であると考えている。 また、見直し11項目のうち、廃棄物処理手数料について、単価改定分は含まれているか。含まれていない場合、その理由を伺う。 あわせて、収集車両費の態容補正Ⅰ・収集作業形態加算の交通集中加算について、今回、交通量設定指標を「東京都の自動車交通の実態」から「全国道路・街路交通情勢調査」の調査数値に変更する理由を伺う。 （第1回幹事会）	今回の見直しは、「標準区ごみ量については、3年程度を基本に見直す」という都区の確認をもとに、前回見直しの平成30年度財調協議から3年が経過することから、清掃費全体について実施するものである。 今回の見直しに当たっては、事前に実施した区側の調査結果に基づき、次の3つの視点に立って、見直しを行いたいと考える。 まず1点目は、「標準区ごみ量の見直し」である。 現行の標準区ごみ量については、平成28年度のごみ量と人口の回帰分析により設定しているが、今回はこれを直近の実績である令和元年度のごみ量と人口に更新する。 2点目は、「収集運搬モデルの改定」である。 ただいま説明した見直し後の標準区ごみ量と令和2年度の各区の収集作業計画をもとに、前回改定時と同様の手法を用いて、収集運搬モデルを改定している。 3点目は、「ごみ量の変化等により、実態と算定に大きな乖離が生じている項目の見直し」である。 作業運営費や資源回収事業費など、特別区の実態と大きな乖離が見られた項目を中心に、11項目について算定の改善を図るものである。 また、以上3点の他、一部補正等の基礎数値について、直近の数値に更新する。 あわせて、収集車両費の態容補正Ⅰ・収集作業形態加算の交通集中加算について、交通量設定指標を「東京都の自動車交通の実態」から「全国道路・街路交通情勢調査」の調査数値に変更することを提案する。 （第1回幹事会）	清掃費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	清掃費の見直し （つづき）	廃棄物処理手数料については、今後、単価改定を実施した時期に合わせて見直し提案を予定しているとのことであった。 廃棄物処理手数料の設定に対する考え方については、これまでも議論を重ねてきたが、処理原価と手数料原価との差額が生じている点において、都区の見解は異なっている。従前から申し上げているとおり、事業系ごみ処理に係る経費は、自己処理責任の原則に立ち、本来、すべて廃棄物処理手数料で賄われるべきであることを強く申し上げる。 次に、区側から、交通集中加算の交通量設定指標を変更する理由として、定期的に交通量を把握することができなくなったことから、定期的に交通量を把握することができる指標に変更するとの説明があったが、新たな指標に変更するにあたり、これまで同様、実態を踏まえた算定となるのであれば、都として異論はない。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から質問があった2点について、回答する。 まず、廃棄物処理手数料の単価改定分反映の有無についてである。 当初、令和3年10月に廃棄物処理手数料の単価改定が予定されていたが、新型コロナウイルスの影響を踏まえた結果、7月の区長会総会で改定の見送りが決定されたため、本算定には単価改定分は含まれていない。なお、単価改定分の反映については、廃棄物処理手数料の単価改定実施時期に合わせて、見直しの提案を行う予定である。 次に、交通集中加算の交通量設定指標を変更する理由についてである。 これまで交通量設定指標として使用してきた「東京都の自動車交通の実態」調査は現在行われておらず、交通量の更新ができない状態である。このことから、定期的に交通量データの更新を行うために、国勢調査に合わせて5年に1度行われる「全国道路・街路交通情勢調査」、いわゆる道路交通センサスの数値を使用するように変更するものである。 なお、第1回幹事会において、都側から「精査が必要である」との見解が示された経費については、次回、区側の見解を述べる。 （第2回幹事会）	
			廃棄物処理手数料の設定の考え方について、区側としては、「自己処理責任の原則及び受益者負担の原則に基づいた23区統一の考え方により算出した手数料原価まで引き上げられており、設定方法を含め排出事業者が負担すべき妥当なものである」との見解を従前から示しており、その考え方に変わりがないことを改めて申し上げておく。 （第2回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準となっていると考えられることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	第1回幹事会での都側の意見を踏まえ、標準的な需要として妥当な経費の精査等を行い、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
38	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））	都においても、新型コロナウイルス感染症の広がりによる景気悪化を乗り越えるため、当面必要となる資金の緊急融資や、既存の保証付き融資の借入期間の延長など、中小企業への支援の充実を図っており、中小企業支援事業の重要性は認識している。 融資モデルの設定として、貸付金額や貸付期間、名目利率等について提示されているが、それぞれの項目についてどのように設定されたのか、その設定方法と考え方を伺う。 また、融資モデルを設定する際には、貸付件数の設定も必要と考える。貸付件数として、何件見込んでいるのか、どのように設定されたのか、その方法と考え方を伺う。 （第1回幹事会）	本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による現下の景気の悪化に対応するために、緊急対策として中小企業への融資あっせんを行い、当該融資に係る利子補給等を行うというものであり、令和2年度融資分に係る令和3年度以降の利子補給金を、令和3年度から令和8年度にかけて時限的に算定することを提案する。 経済状況を見ると、本年11月に発表された「東京都中小企業の景況調査」では、業況は「持ち直しの動き強まる」とされている一方、景況判断指数で見ると、前年の数値までは回復していない。新型コロナウイルス感染症が再び拡大している現状を踏まえると、その先行きは不透明であり、都内中小企業の経済環境は依然として厳しい状況にあると言える。 また、本年10月に発表された、四半期ごとの「都内中小企業の設備投資、資金繰り等の調査」によると、設備投資は減少を続け「全業種で減少」とされている。加えて、資金繰りについても新型コロナウイルス感染症による影響が開始前の水準と比べると、依然として厳しい状況であると言える。 ただ今申し上げたのは、都内の景気動向であるが、11月の月例経済報告では、持ち直しの動きがみられるが、依然として厳しい状況にあるとされており、昨今の中小企業を取り巻く環境は、全国的に見ても大変厳しいものとなっている。 このような状況のなか、特別区も同様に厳しい財政状況ではあるが、基礎自治体の責務として、地域を担う重要な経済主体である中小企業を支援することは、ひいては東京の経済活動を支えることになるため、都区が共通の認識で取り組むべき最優先の課題であると考えている。 （第1回幹事会）	中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）について、新規に算定する。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）） （つづき）	区側の融資モデルは、貸付件数について、令和2年4月から9月までの貸付実績件数をもとに設定する一方、貸付金額については、特別区における令和2年度末貸付見込総件数と貸付見込総額から設定しており、見込み件数をもとに設定している貸付金額は妥当ではないと考える。 貸付金額の設定についても、貸付件数同様、令和2年4月から9月までの実績額に基づき設定すべきと考える。 また、本提案において、複数年度の時限算定とした考え方について伺う。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から質問があった区側提案の基本的な考え方について、回答する。 まず、融資モデルについては、本年9月に実施した区側調査結果に基づき設定している。具体的には、標準区における1件当たりの貸付金額については、特別区の令和2年度末貸付見込総件数と貸付見込総額をもとに設定している。その他の項目については、各区で実施している融資あっせん制度の内容等の平均を用いて設定している。 また、標準区貸付件数については、令和2年4月から9月までの貸付実績件数をもとに、回帰分析により半年分の件数として2,365件を算出し、当該件数を2倍して1年分の件数として4,730件と設定している。昨今の新型コロナウイルス感染症の再拡大等を踏まえると、今後の状況は不透明であることから、4月から9月の前期実績と同様の数値を10月から3月の後期に見込んでいところである。 （第2回幹事会）	
		区側修正案は、現状の調査結果から概ね合理的な水準となっていると考えられるため、区側修正案に沿って整理する。 しかし、貸付金額や貸付件数においても、令和2年4月から9月までの半年分の実績をもとに設定していることから、次年度に1年間の実績が判明した段階で、区側による再調査を行い、令和4年度以降の算定分について見直すべきと考える。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、令和2年4月から9月までの実績額に基づき、改めて標準区貸付金額を設定した。 また、融資モデルの融資期間が7年間であること、利子補給による区の需要が毎年度発生することから、複数年度の時限算定としたところである。 （第3回幹事会）	
			令和4年度以降の算定分について、実績が判明した段階で、見直しを行うことに異論はない。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
39	交通災害対策費	交通災害対策費の見直しについて、区案は種別補正の影響を加味しておらず、精査が必要であると考え。交通安全計画策定経費の標準区経費を設定するにあたり、区案は経費計上区のみ決算平均額を取っていることから、精査が必要であると考え。また、委託料については、特定の区のみの実施をもって、標準区経費を設定することは妥当ではないと考える。交通安全対策経費の標準区経費を設定するにあたり、区案は既に算定している交通安全教室に係る経費を重複して計上していることから、精査が必要であると考え。 (第2回幹事会)	交通安全計画の策定など交通災害対策に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、交通安全計画策定経費は全固定での算定とし、標準区経費は経費計上区平均により設定する。また、交通安全対策経費は、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。併せて、交通安全計画については特別区の実態を踏まえ5年計画とし、毎年1/5ずつ算定する。 (第1回幹事会)	交通災害対策費について、算定内容（経費全体）を見直す。
		決算額との乖離を理由とする提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 (第3回幹事会)	標準区の合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、経費計上区平均の数値をもって行うべきと考えている。 (第3回幹事会)	
		区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、経費計上区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては、都側の意見を踏まえ、種別補正の影響について加味し、委託料や交通安全教室に係る経費を除外するとともに経費未計上区を含めて積算するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
40	道路清掃費	道路清掃費の見直しについて、区案は種別補正の影響を加味しておらず、精査が必要であるとする。 標準区経費を設定するにあたり、区案は他で算定されている経費が含まれていることや道路面積1㎡当たりの経費が突出している区があることから、精査が必要であるとする。 (第2回幹事会)	道路清掃費について、特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 (第1回幹事会)	道路清掃費（経費全体）について、算定内容を見直す。
		区側修正案は、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	都側意見を踏まえ、種別補正の影響を加味し、他で算定されている経費や経費突出区を除外し、改めて標準区経費を設定した。 (第3回幹事会)	
41	道路占用料	標準区経費を設定するにあたり、特定の区において決算額から除外している経費があるが、どのような経費なのか、また除外する理由を伺う。 (第2回幹事会)	道路占用料について、平成31年4月に特別区の道路占用料が改定されたことを踏まえ、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 (第1回幹事会)	道路占用料（特定財源）について、算定内容を見直す。
		除外経費は、占用料に独自料額を設定している区の上乗せ相当分であり、歳入努力とみなし、除外していることを確認した。 区案は、特別区の道路占用料の改定を反映した見直しとなっており、合理的かつ妥当な水準と判断できることから、区案に沿って整理する。 (第4回幹事会)	除外経費は、占用料に独自料額を設定している区の上乗せ相当分であり、歳入努力とみなし、除外している。 (第3回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
42	公園使用料・占用料	平成31年度財調協議において、財調上、公園面積に含まれているものの、区の条例改正に伴い、公園使用料として徴収しなくなった使用料の取扱いについて、都区の見解が一致せず協議不調となった。 そこで、当該事例における使用料は、本提案において公園使用料として取り扱っているのか伺う。 標準区経費を設定するにあたり、特定の区において決算額から除外している経費があるが、どのような経費なのか、また除外する理由を伺う。 （第2回幹事会）	公園使用料・占用料について、平成31年4月に特別区の公園占用料が改定されたことを踏まえ、算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は実施区平均により設定する。 （第1回幹事会）	公園使用料・占用料（特定財源）について、算定内容を見直す。
		除外経費は、占用料に独自料額を設定している区の上乗せ相当分であり、歳入努力とみなし、除外していることを確認した。 区案は、平成31年度財調協議を踏まえ、当該事例における使用料については、公園使用料として取り扱っていること、また、特別区の公園占用料の改定を反映した見直しとなっていることから、合理的かつ妥当な水準と判断できるため、区案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	平成31年度財調協議を踏まえ、当該事例における使用料については、本提案において公園使用料として取り扱っている。 また、除外経費は、占用料に独自料額を設定している区の上乗せ相当分であり、歳入努力とみなし、除外している。 （第3回幹事会）	
43	【小・中学校費】 学校運営費（牛乳パック回収・リサイクル経費）	予算を用いた標準区設定では妥当性に欠けると考える。標準区経費の設定に当たっては、特別区の実績を踏まえた上で設定する必要があると考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、学校給食用牛乳の空き紙パックの回収・リサイクルに係る経費を新規に算定する。なお、予算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
		区は「予算と決算で事業量に大きく差が生じるものではないと考える」とのことだが、単価・事業量・執行率という要素があることから、各区の予算と決算に乖離がないことを明確に確認できない以上、予算を用いた標準区経費設定では妥当性に欠ける。 （第4回幹事会）	本事業は、都教育委員会通知に基づき令和2年度から実施の必要性が生じた事業であることを踏まえれば、本年度から算定されて然るべき事業であると考ええる。 本事業の性質上、事業量は学校給食を利用する児童・生徒数に準じたものであり、予算と決算で事業量に大きく差が生じるものではないと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校運営費（牛乳パック回収・リサイクル経費） （つづき）		都区双方の見解が一致せず、残念ながら合意には至らなかったが、特別区の実態が明らかになった段階で、改めて検討する課題として整理する。 （第4回幹事会）	
44	【小・中学校費】 学校運営費（学校諸室冷房設備整備経費）	標準区における特別教室の規模は、教室数ではなく、同じく国庫負担金等の交付に係る運用細目にて定める、学級数に応じた特別教室総面積により設定すべきと考える。 また、標準区経費の設定に当たっては、特別教室や給食室の1部屋当たりの決算平均額ではなく、1㎡当たりの平均単価を分析の上、それぞれの標準事業規模に見合った経費を設定すべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、特別教室及び給食室への冷房設備の整備及び保守点検に係る経費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、1室当たり単価は特別区の平均により設定する。また、標準区における特別教室数について、国庫負担金等の交付に係る運用細目にて定める、学級数に応ずる教室数より設定する。 （第1回幹事会）	次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。
		国庫負担金等の交付に係る運用細目等で1部屋当たりの面積が定められている普通教室と異なり、特別教室等に関しては、1部屋当たりの面積が定められておらず、各区が設置する特別教室等についても一律同規模であることを確認できない以上、1部屋当たりの単価を用いることは、合理的かつ妥当な水準ではない。 また、標準区経費の設定に当たっては、リースで実施している区の実態も含めて検証すべきと考える。 （第4回幹事会）	標準区経費の設定について、各区の決算額より算出した1部屋当たり単価は、特別区の実態を踏まえたものとなっており、標準区経費として適正な水準であると考え。また、平成19年度財調協議において新規算定された普通教室への冷房設備整備経費は1部屋当たり単価により算定されており、本提案においても1部屋当たり単価を用いることは妥当と考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			今回の協議では、残念ながら都区双方の見解を一致させることはできなかったが、都側から算定に当たって整理すべき課題について言及があったため、次年度以降、引き続き検討する課題として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
45	【中学校費】英語4技能検定経費	事業の実施単価や実施対象の範囲について各区ばらつきがあるため、標準区経費設定の妥当性を確認することができないと考える。 (第2回幹事会)	中学校において英語4技能（聞く・読む・話す・書く）の習熟状況を測るために実施する英語4技能検定に係る経費について、新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、単価及び人数は特別区の実態に基づく実施モデルにより設定する。 (第1回幹事会)	協議が整わなかった項目として整理する。
		単価については、複数単価を設定している区が多く、実施対象の範囲についても、区間のばらつきが大きい現時点においては、標準区経費の設定は困難である。 新学習指導要領が全面実施される令和3年度以降の各区の事業の実施状況等を踏まえ、標準区経費を設定すべきと考える。 (第4回幹事会)	事業の実施単価及び実施対象の範囲については、各区の実態から多数の区で実施している単価及び対象範囲を標準区のモデルとして設定しており、妥当な水準であると考え。本事業は、英語4技能の総合的な育成を求める新学習指導要領の趣旨を踏まえた事業であることから、令和3年度から算定されて然るべき事業であると考え。 (第3回幹事会)	
			今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 (第4回幹事会)	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
46	事務局運営費（教育に関する事務の点検・評価経費）	標準区経費の設定方法について、経費計上区のみ平均と していることから、再度精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	事務局運営費について、教育に関する事務の点検・評価経 費を新規に算定する。なお、事業の性質等を踏まえ、全固 定での算定とし、単価及び人数並びに回数は経費計上区平 均により設定する。 （第1回幹事会）	教育に関する事務の点 検・評価経費につい て、新規に算定する。
		区の実績をもとにした提案であり、23区総体の充足率が 100%を超えるべきではないと考える。 （第3回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、経費計上 区平均の数値をもって行うべきと考えている。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区 経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修 正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、経費計上区 の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないもの の、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難で ある。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意 見を踏まえ、経費未計上区を含めて積算するなど、経費を 精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
47	教育相談事業費 （教育心理検査事業費）	標準区経費の設定方法については、実施区のみで回帰分析で設定していることから、精査が必要であると考え。 （第2回幹事会）	教育相談事業費について、教育心理検査事業費を新規に算定する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	教育心理検査事業費について、新規に算定する。
		区の実績をもとにした提案であり、23区総体の充足率が100%を超えるべきではないと考える。 （第3回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたっては、実施区の数値をもって回帰分析を行うべきと考えている。 （第3回幹事会）	
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	合理的かつ妥当な水準を設定するにあたって、実施区の数値をもって設定すべきという考えに変わりはないものの、今回の協議では都区の見解を一致させることが困難である。このため、本事業を算定するにあたっては都側の意見を踏まえ、事業未実施区を含めて設定するなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
48	【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費等）	教育用コンピュータ整備費については、令和2年度から1台当たりの補助上限額を4万5千円とした国の補助制度が開始されているため、標準区経費については、この国補助単価を基に単価設定すべきと考える。 また、電源キャビネット、大型提示装置及び実物投影機の単価設定並びに校務システム等整備費及びインターネット接続経費の標準区経費の設定に当たっては、決算額のほか予算額も用いた設定となっているため、妥当性に欠けると考える。 大型提示装置及び実物投影機の台数については、「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018年度から2022年度まで）」において、「各普通教室1台、特別教室用として6台（大型提示装置の対象学校種は小・中学校、実物投影装置の対象学校種は小学校）」という目標水準が示されており、標準区経費の設定に当たっては、この目標水準を踏まえた設定にすべきと考える。 なお、普通教室に係る大型提示装置及び実物投影機の整備費については、全普通教室に1台整備できるよう平成29年度から令和3年度までの間、備品購入費にて財調算定することとしている。今回の区側提案では、全普通教室分の整備費をリースにて標準区経費を設定しているが、既に、備品購入費にて財調算定した整備台数分は、法定耐用年数を加味したうえで、除外すべきと考える。 （第2回幹事会）	学校運営費について、GIGAスクール構想の推進に伴い増加する教育用コンピュータ整備費等の経費を見直し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、教育用コンピュータ等の単価はリース整備区の平均により、台数は国の整備方針及び回帰分析により、それぞれ設定する。また、校務システム等整備費等の標準区経費は回帰分析により設定する。併せて、教育用コンピュータの単価については、国庫補助の期限である令和7年度財調にて、補助金相当額を上乗せすることとする。 （第1回幹事会）	電源キャビネット整備費について、新規に算定する。 また、教育用コンピュータ整備費、大型提示装置、実物投影機及び校務システム等整備費（運用経費）並びにインターネット接続経費について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費等） （つづき）	教育用コンピュータ整備費について、端末経費に加え、地方交付税措置されている保守経費やソフトウェアに係る経費を別途設定する区側修正提案の趣旨については理解した。ただし、保守経費等の単価設定については、各区の経費にばらつきがあることから、国が標準と示す端末に見合うものにすべきと考える。 （第4回幹事会）	教育用コンピュータ整備費について、都側から「国補助単価を基に単価設定すべき」との意見があったが、単に国補助単価が設定されているということだけを理由に、区の実態をまったく踏まえずに単価設定すべきとする都側の見解は到底納得できるものではない。加えて、当該国補助単価は、補助対象を端末本体の経費及び運搬搬入費等に限ったものであり、多数の区が運用保守等を含めたリース契約としている特別区の実態を踏まえた設定とはなっていない。また、電源キャビネット、大型提示装置及び実物投影機の単価設定並びに校務システム等整備費及びインターネット接続経費の標準区経費の設定についても、各区の取組が拡大傾向にあることを踏まえると、決算額のほか予算額も用いて、標準区経費を設定すべきという考えに変わりはない。 しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することは困難であるので、教育用コンピュータの単価については、都側の意見を踏まえ、端末本体の単価を国補助単価を踏まえた設定とするとともに、保守経費等の単価を令和2年度決算見込額の平均により算出し、その合計額を1台当たり単価として、改めて標準区経費を設定した。併せて、緊急的な国の施策による整備計画の前倒しに対して、特別区における調達状況に遅れが生じ、端末運用の過渡期である令和3年度においても、プログラミング教育等において既存のコンピュータ端末を使用する必要があることから、現行算定されている教育用コンピュータ整備費について、令和3年度に限り、暫定的に算定を維持する激変緩和措置を設けることを提案する。 また、電源キャビネット、大型提示装置及び実物投影機の単価設定並びに校務システム等整備費及びインターネット接続経費の標準区経費の設定についても、都側の意見を踏まえ、決算を用いる、国の目標水準や備品購入費の法定耐用年数を踏まえるなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【小・中学校費】 学校運営費（教育用コンピュータ整備費等） （つづき）	区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。また、現行算定されている教育用コンピュータ整備費について、令和3年度に限り、暫定的に算定を維持する激変緩和措置を設ける提案についても、令和2年度における端末の調達状況やプログラム教育における区の実態等を踏まえ、区案に沿って整理する。 なお、基準財政需要額については、各区が標準的な行政を行うために必要とされる額である「あるべき需要」を算定するものであり、各区の決算額などの実態をそのまま算定するものではないと考えている。 （第4回幹事会）	教育用コンピュータ整備費について、都側の意見を踏まえ、国補助基準と同等の価格帯の端末を整備した区の令和2年度契約金額をもとに、保守経費等の単価を設定し、改めて標準区経費を設定した。 なお、今後標準区経費を見直すに当たっては、国の示す基準を当然とせず、特別区の整備の実態を踏まえて整理すべきと考える。 （第4回幹事会）	
49	【小・中学校費】 学校職員費（学校司書）	配置校数の水準については、「学校図書館図書整備等5か年計画」において「1.5校に1人」の配置目標が示されているため、標準区経費については、当目標水準を踏まえた設定にすべきと考える。 （第2回幹事会）	学校職員費について、学校司書の単価及び配置校数を見直し、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、単価は委託実施区を除いた特別区の平均により、配置校数は特別区の配置校数割合の平均により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	学校司書について、算定内容（経費全体）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	学校司書の配置については、平成26年の法改正により「学校図書館法」に努力義務が定められており、都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」においても、児童生徒の不読率の改善を基本方針として掲げている。これらを背景に、都内の多くの自治体が学校司書等の全校配置を進めており、特別区の実態を踏まえた配置校数とした区案は、合理的な水準であると考えている。 しかしながら、現時点では当初に提示した内容では、合意することは困難であるから、都側の意見を踏まえ、配置校数については国の目標水準を踏まえた設定とし、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
50	日本語適応指導事業費	当事業に関しては、平成29年度から新規算定した事業ではあるが、これまでの間、当事業を取り巻く環境に特別な変化があったか伺う。 （第2回幹事会）	日本語適応指導事業費について、特別区の実態を踏まえ、報償費の算定を充実するとともに、需用費の算定を縮減する。なお、決算の回帰分析結果や事業の性質等を踏まえ、一部固定での算定とし、標準区経費は報償費を回帰分析により、需用費を経費計上区平均により、それぞれ設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		各区の事業実績を確認すると、必ずしも外国人生徒数と事業費は比例していない。現行算定においても、新規算定時の充足率と同程度であり、当事業を取り巻く環境に特別な変化はないことから、見直す必要はないと考える。 （第4回幹事会）	経済社会の急速なグローバル化による外国人人口の増加に伴い、各区の外国人児童生徒数は年々増加傾向にある。今後も事業費の増加が見込まれる経費であり、時期を逸することなく算定を充実すべき事業であると考え。 （第3回幹事会）	
			今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
51	区民体育大会運営費	区民体育大会については、各区の地域住民のニーズに合わせて実施されており、大会数や種目、運営方法が様々であり、各区の決算額にもばらつきがある。こうした状況があるにも関わらず、区側提案は決算額のみに着目しており、標準区としてのあるべき需要を踏まえた経費設定となっていないことから、妥当性を欠いていると考える。 （第2回幹事会）	区民体育大会運営費について、直営ではなく委託や補助金の支出により実施している特別区の実態を踏まえ、算定を充実する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	協議が整わなかった項目として整理する。
		人口10万人を標準規模とする地方交付税におけるスポーツ振興に係る経費を財調における標準区規模に換算し直した経費と区民体育大会運営費をはじめとした現在算定されているスポーツ振興に係る総経費は、同程度であり、見直す必要はないと考える。 （第4回幹事会）	区ごとに運営方法や実施規模が異なることは区側としても認識しており、一定の経費のばらつきは当然に生じるものとする。 一方、本事業は「スポーツ基本法」に基づき実施する普遍的な事業であるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて区民のスポーツへの関心は高まっており、特別区の実態と現行算定が大きく乖離している本事業について、算定の見直しが必要との考えに変わりはない。 また、都側から「区側提案は決算額のみに着目しており」との意見があったが、財調における標準区は人口35万人規模の設定であるにも関わらず、現行算定は人口10万人を標準規模とする地方交付税におけるスポーツ振興事業費（保健体育費）と同程度となっており、地方交付税の水準からも大きく乖離していることは明らかであるとするが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	
			今回の協議では、都区双方の見解を一致させることは困難であることから、協議が整わなかった項目として整理する。 （第4回幹事会）	
52	【小・中学校費】 特別支援学級等運営費（特別支援教室消耗品費等）	特別支援教室消耗品費等については、平成28年度財調協議等において「新制度開始後に、実施状況を踏まえて、算定内容を見直す必要がある」と整理している。今回の区側提案は、制度開始後の各区の実績に基づき、教材経費・印刷製本費等の各区に共通する経費のみを標準区経費として設定しており、合理的かつ妥当な水準であることから、区案に沿って整理する。 （第2回幹事会）	特別支援学級等運営費について、特別区の実態を踏まえ、特別支援教室消耗品費等の算定を改善する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	特別支援教室消耗品費等について、算定内容（経費全体）を見直す。

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
53	【小学校費】夏休み期間プール指導員	標準区経費の規模に係る学校数について、実態と乖離した設定を行っているため、再度精査する必要があると考える。 （第2回幹事会）	夏休み期間プール指導員に係る経費について、特別区の実態を踏まえ、算定を縮減する。なお、事業の性質等を踏まえ、全比例での算定とし、標準区経費は回帰分析により設定する。 （第1回幹事会）	夏休み期間プール指導員について、算定内容（経費全体）を見直す。
		区側修正案は、都側の意見を踏まえたものであり、標準区経費として合理的かつ妥当な水準であることから、区側修正案に沿って整理する。 （第4回幹事会）	都側の意見を踏まえ、配置校数についても特別区の実態を踏まえた設定とするなど、経費を精査し、改めて標準区経費を設定した。 （第3回幹事会）	
54	会計年度任用職員制度の反映	新制度の創設により、臨時的任用職員や一部の特別職非常勤職員が会計年度任用職員に移行し、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能となった。 今回の区側の提案内容では、これまで使用してきた財調単価ではなく、職種ごとの給与モデルを新たに設定しているが、その理由について伺う。 また、モデル設定に当たり、各区の実際の任用予定者数が調査されているが、この中には、現在財調算定されていない臨時的任用職員等に係る任用予定者も含まれているのか伺う。 （第1回幹事会）	会計年度任用職員制度は、平成29年度に地方公務員法が改正され、令和2年4月から運用が開始されている。具体的には、臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員を会計年度任用職員として任用するもので、期末手当の支給等が盛り込まれている。 今年度の提案は、会計年度任用職員制度の運用によって、各区に生じている需要を整理する内容となっている。 提案内容は、臨時的任用職員や一部の非常勤の特別職員に係る算定箇所を、期末手当の支給等を踏まえた単価に見直すものとなっている。単価については、各区の任用予定者及び支給予定給料額の加重平均を用いて、職種ごとのモデル給与を設定し、算出した。 地方交付税においても、会計年度任用職員制度の運用が開始されたことに伴い、期末手当の支給等に要する経費について、普通交付税の基準財政需要額に算定されている。 財調においても、地方公務員法の改正による需要として、当然に反映すべき内容と考えている。 （第1回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	会計年度任用職員制度の反映（つづき）	区側から、今般の調査では、新型コロナウイルス感染症の対応等により臨時的に任用される会計年度任用職員等を除き、すべての会計年度任用職員を集計しているとの発言があった。 このことから、現在財調算定されていない臨時的任用職員等に係る任用予定者も含んだモデル給与となっていることが明らかとなった。 今、お答えのあった、財調算定されていない臨時的任用職員等を含めた理由について伺う。 併せて、期末手当の支給額や社会保険料等の額の算出にあたり、区の実績に基づく発生率を加味した理由について伺う。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から確認のあった2点について回答する。 まず、職種ごとの給与モデルを新たに設定している理由についてである。 会計年度任用職員の給料・報酬額の決定に当たっては、改正法の付帯決議において、新制度への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われるべきとされていることから、単に財調単価を用いるのではなく、各区の実態を踏まえ、新たな給与モデルを設定した。 次に、今般の調査に当たり、現在財調算定されていない臨時職員等に係る任用予定者が含まれているかについてである。 今般の調査では新型コロナウイルス感染症の対応等により臨時的に任用される会計年度任用職員等を除き、すべての会計年度任用職員における調査を行っている。 （第2回幹事会）	
		新たなモデル給与について、区側から「明らかに高額な給与水準となっている突出した数値を積算から除く等、精査した上で設定していることから、財調算定されていない会計年度任用職員を含んでいたとしても合理的かつ妥当な水準になると考えた」と説明があった。 区案は、制度移行があったことをもって、給与水準にのみ着目した新たな給与モデルを設定し、そこから導きだされた単価が合理的かつ妥当な水準としているが、現在、財調算定されている賃金や報酬経費については、事業ごとに、交付税の算入基準や都施策の基準、特別区における事業の実施状況などを含め、都区で協議した結果、設定した単価・規模であり、財調の現行単価を維持することが合理的かつ妥当な水準と考える。 次に、期末手当や社会保険料等に発生率を加味した理由として、「期末手当及び社会保険料等はすべての会計年度任用職員が対象者ではないため」との説明があった。 目安として任期が6か月以上の会計年度任用職員に対し支給することとされている期末手当をはじめ、すべての会計年度任用職員が対象でない経費に対し、発生率を加味するという考え方については理解した。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、都側から確認のあった2点について回答する。 まず、財調算定されていない臨時的任用職員等を含めた理由についてである。 明らかに高額な給与水準となっている突出した数値を積算から除く等、精査した上でモデル給与を設定しており、財調算定されていない会計年度任用職員を含んでいたとしても合理的かつ妥当な水準になると考えたためである。 次に、期末手当や社会保険料等に発生率を加味した理由についてである。 期末手当及び社会保険料等はすべての会計年度任用職員が対象者ではないため、実態に基づき、発生率を加味し、積算している。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
55	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）	昨年度の区側提案は、土木工事単価のうち、道路改良工事については、区の決算単価とすべきという提案であった。昨年度の協議では、区側が調査した結果を基に都側で検証した際、いくつか問題点を指摘している。 具体的には、単価比較にあたり、種別補正の影響が加味されていない。調査した決算額は、事業費から特定財源を差し引いた一般財源額となっていないのではないかと。決算額や総工事面積について、都市計画交付金や土木費の他の項目等において算定しているものも調査対象としているのではないかと。今お話ししたような調査対象に道路改良工事対象外のものも含まれている可能性がある中で、都が検証した結果、平成26年度単年度分の上昇率を反映するのみで、充足率が115.1%となることなどを指摘している。 また、都としては、単価の比較のみによる区側提案には合意できないこと、見直しを行うのであれば、年度事業量等を含め、需要費の全体を見ることが不可欠であると申し上げた。 区側の提案は、昨年度の協議内容を踏まえたとのことだが、まず、これまでお示した点についての検証結果について伺う。 （第1回幹事会）	平成29年度協議以降、平成26、27年度の2か年における上昇分について、公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるなど、臨時的な対応が図られているが、依然として財調単価と特別区の実態が乖離している状況に変化は見られない。 そこで、昨年度の整理に沿った形で、引き続き平成26、27年度の2か年における上昇分について、公共工事設計労務単価の上昇率を乗じるよう提案するとともに、工事単価の上昇分の反映については、変動率が安定的に推移していることから、当該上昇率の反映を恒常的な算定とするよう提案する。 昨今の大規模な災害が頻発する中、昨年度の協議内容を踏まえて取りまとめた内容となっているので、是非、区側提案の趣旨に沿って整理されるようお願いする。 （第1回幹事会）	
		昨年度の協議内容を踏まえた区側提案とのことであり、昨年度、都がお示した検証方法による結果をお伺いしたところ、明確な回答がなかった。 区側提案については、検証されていないものとする。 今回の区側提案は、昨年度と同様に、平成26年度、平成27年度の2か年分の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を反映させるというものである。 第1回幹事会でも申し上げたが、昨年度、区の調査結果がいまいちなものではあったが、都が検証した結果、平成26年度単年度分の上昇率を反映するのみで115.1%と、充足していることが明らかになっている。 そこで伺う。今回、平成27年度分の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を反映させるという区の考えの根拠をお示しいただきたい。 （第2回幹事会）	第1回幹事会において、都側から確認のあった、昨年度の協議において都側から指摘のあった内容の検証について、回答する。 標準事業規模や年度事業量、補正等を含め、需要費の全体を見て、投資的経費を見直すことについては、昨年度の協議でも申し上げたとおり、今後の検討課題として捉えているところである。 （第2回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）（つづき）	区側から、現行の土木工事の工事単価は、「東日本大震災の復興需要などに伴う工事費の急激な高騰を反映できていない。」「今年度においても、状況の変化がみられないことから提案している。」旨の発言があった。 「今年度においても状況の変化がみられない。」ことは、どのように確認され、どのような結果となっているのか、具体的にお答えいただきたい。 （第2回幹事会）	現行の土木工事の工事単価は、毎年度、消費者物価等の上昇率から物騰率を算出して反映しているが、東日本大震災の復興需要や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の需要に伴う工事費の急激な高騰を反映できていない。 また、平成26年度、平成27年度の2か年分の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を反映させるものとして、平成29年度以降、都区で合意しており、今年度においても、状況の変化がみられないことから提案を行っている。 （第2回幹事会）	
		区側は、物騰変動率と国土交通省公共工事設計労務単価の変動率とを比較し、今年度においても、状況の変化がみられないことから工事単価の見直しを提案しているとのことである。 本件については、平成29年度以降、同様の内容で提案がなされ、都は、その状況を毎年度検証する必要があるとして、単年度限りの臨時的算定として合意してきた。 昨年度、道路改良工事については平成30年度決算単価とし、その他の土木工事単価については、平成26年度以降の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を反映させる提案となっていたことから、道路改良工事について、区の調査結果を用いて都が検証した。 その結果は、第1回幹事会でご説明したとおり、平成26年度単年度分の上昇率を反映するのみで充足率が115.1%となるというものであった。しかし、検証で使用した区の調査結果があいまいでもあったために、平成26年度、平成27年度の2か年の国土交通省公共工事設計労務単価の上昇率を単年度臨時算定として合意したものである。 また、協議の中で、基準財政需要額は測定単位×単位費用×補正係数で算出しているため、単価は需要額を構成する一つの要素に過ぎず、単価のみの比較で見直しすべきではないこと、調査対象の精査が必要なことや種別補正の影響を加味しないと財調算定で使用する正しい単価とならないことなども指摘した。 こうした経緯を踏まえれば、道路改良工事単価について、昨年度都がお示しした方法による検証をしていない区側提案には合意できないものである。 次に、都側提案について説明する。 本件については、昨年度の協議内容を踏まえた調査を行ったものである。 （つづきあり）	第2回幹事会において、都側から確認のあった点について、回答する。 現在、土木工事単価に反映している「消費者物価等から算出する物騰変動率」と平成29年度以降、都区合意により平成26年度、平成27年度の2か年分を反映してきた「国土交通省・公共工事設計労務単価の変動率」を比較すると、平成25年度を100%とした時、令和2年度において前者は約103%、後者は約131%となっており、約28ポイントの乖離がある状況となっている。また、昨年度においても、前者が約99%、後者が約129%となっている。 以上のことをもって、「今年度においても、状況の変化がみられない。」旨の発言を行ったものとなっている。 （第3回幹事会）	

基準財政需要額の調整項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	【経常・投資】投資的経費に係る工事単価の見直し（土木工事）（つづき）	論点メモを配布しているので、詳細な説明は省略するが、都において検証した結果、財調算定額が区の決算額を超過しているため、道路改良工事単価については、改良単価11,400円と透水性舗装等工事費加算額430円を足した11,830円から合算単価18,500円に増額するとともに、実施率は1/90から1/180とするものである。 今回明らかになったように、単価を見直す場合は、単価の比較のみではなく、需要費の全体を検証することが必要であることから、区側提案の道路改良工事単価以外の土木工事単価の見直しについても合意できないことを改めて申し上げます。 なお、前回、道路改良の実施率の見直しを行った際には、過去5年間の実績に基づき設定された。 都としては、前回同様、過去5年間の調査を行うことも検討したが、日々、新型コロナウイルス感染症対策に注力されている区の方々に対し、負担をかけるべきでないと考え、過去2か年の調査としたことをお伝えさせていただく。 （第3回幹事会）		

2 その他関連する項目

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	特別交付金	区側から、特別交付金の割合を2%に引き下げを求めるとの発言があった。 各区においては、その地理的、社会的、経済的諸条件による様々な行政課題に対応するために、その時々状況に応じて独自性を発揮した多種多様な事業に取り組んでいる。 これまで普通交付金の算定改善にも取り組んできているが、近年の特別交付金の申請状況を見ても、普通交付金の算定対象にはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されている。これらの財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考ええる。 今年度の12月交付の申請では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業経費だけでも、特別交付金財源とほぼ同規模になっており、3月交付に向けては、さらに増額となるものと考えている。 また、「算定の透明性・公平性の向上」についての発言があった。特別交付金の算定ルールについては、都区で議論を重ね、合意したものであり、透明性・公平性の確保の観点からも、その内容について、大きな問題はないと考える。 区側から、区側が認識していない算定除外経費の明確化などが、不要な申請作業の減少、都区双方の事務の軽減にも繋がるとの考えが示されたが、区側が認識していない算定除外経費とは、具体的にどういった経費を指しているのか伺う。 (第1回幹事会)	区側としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気後退により、財調財源の減収が見込まれることを踏まえれば、算定されるかどうか不確実な部分がある特別交付金よりも、透明性・公平性が高く、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金の財源を優先的に確保するためにも、特別交付金の割合を2%に引き下げを求める。 また、今年度、区側で実施したアンケート調査で、特別交付金の算定に係る都区の認識に隔たりがあることが確認されたことから、区側が認識していない算定除外経費の明確化など、算定ルールの見直しを求める。 このことにより、算定の透明性や公平性が高められ、かつ、不要な申請作業が減ることから、都区双方の事務の軽減にも繋がると考えているので、割合の見直しと合わせ、是非、前向きに検討いただきたい。 (第1回幹事会)	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	前回の幹事会でも申し上げたが、普通交付金の算定対象とはなっていない区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されており、これらの財政需要を着実に受け止めるためには、5%が必要であると考えます。 特別交付金の算定にあたっては、「普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮して交付する」と、地方自治法施行令に規定され、毎年度、申請されたすべての案件について、この規定及び都区で合意した算定ルールに基づき判断するものである。 区側から、ランニング経費について言及があったが、過去に算定された経費を必ず算定するとしてしまうと、それらの経費が特別交付金財源を占め、結果的に、本来算定すべき特別の財政需要などを算定できなくなる恐れがある。 前回の幹事会でも申し上げたが、新型コロナウイルス関連事業の申請額は特別交付金財源とほぼ同規模となっている。仮に、これまで算定された経費を優先するとなると、新型コロナウイルス関連事業の全てを算定することができなくなってしまう。 このような観点から、ランニング経費については、原則的に算定から除外してきたという経緯もある。 区側から示された、「各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費としてルールに明示すべき」という点については、次回、都側の見解を述べさせていただく。 （第2回幹事会）	まず、「特別交付金の割合の引き下げ」について、都側から、「区ごとに異なる財政需要が5%を大きく超える規模で毎年申請されている」また、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る事業経費だけでも特別交付金財源とほぼ同規模になっている」との発言があった。 しかしながら、区側としては、例年申し上げているとおり、各区が割合を超える規模の申請を行うことは当然であると考えます。 また、現下の景気後退により、財調財源の減収が見込まれることを踏まえれば、優先的に普通交付金の総額を確保すべきであると考えます。 次に、「算定の透明性・公平性の向上」について都側から、「区側が認識していない算定除外経費とは具体的にどういった経費を指しているのか」との発言があった。 今年度、区側で実施したアンケート調査から、ランニング経費と食糧費が除外されていることが確認できたことから、算定除外の範囲は、明確かつ限定的に行うべきであると考えます。各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費としてルールに明示すべきと考えますが、都側の見解を伺う。 （第2回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	特別交付金 （つづき）	前回、区側から、「各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費としてルールに明示すべき」との発言があった。 ランニング経費についての考え方は、前回の幹事会で申し上げたとおり、各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費についても、これまでの算定にあたり除外経費としてきたところである。 今回、区側から提案のありました各種システムの維持管理経費と会議用の食糧費を算定除外経費として明確化することで、区における不要な申請作業が減少し、また、算定にあたる都区双方の事務の軽減にも繋がるのであれば、都として異論はない。 これらの2つの経費を算定除外とすることについて、都区で合意がなされた際は、都からの申請依頼通知に算定除外経費を明記することを考えている。 （第3回幹事会）	これまで確認できなかったルールが明記されることで、特別交付金の透明性が向上すると考える。このことは、一定の前進であると認識している。また、第2回幹事会で都側から、「ランニング経費については、原則的に算定から除外してきた」との発言があった。このことから、今回整理した事項以外に、都区で合意していない算定除外に関する項目があるものとする。他の算定除外項目についても整理していく必要があると考えるが、都側の見解を伺う。 次に、「特別交付金の割合の引き下げ」について、先ほど示された財源見通しは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気後退の影響により、厳しいものとなった。財源状況にかかわらず、特別交付金の割合を引き下げるべきという立場には変わらないが、今後の景気動向が不透明な状況下だからこそ、特別交付金の割合を見直すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 （第3回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	減収補填対策	現時点では、都税収入の令和2年度最終見込みは示されていないが、新型コロナウイルス感染症が国内経済にも大きな影響を及ぼしている状況を鑑みると、都と特別区を取り巻く財政環境も厳しくなることが想定される。 しかし、第1回財調協議会でも申し上げたが、市町村民税法人分は、特別区の区域においては都税となっており、他の税目とあわせて特別区財政調整交付金の原資とし、その一定割合を配分ルールに基づいて各区に特別区財政調整交付金として交付している。このような特別区の課税・徴収権の現状や、普通交付税の精算に代えて年度途中の減収を補填するという減収補填債の制度趣旨から、特別区は減収補填債を直接発行することはできないものとされている。 今後の財源見通しがまだ分からない中ではあるが、調整税等の減収に対しては、都区双方で知恵を絞り合い、その対応策について協議していきたいと考えている。 （第1回幹事会）	これまでも、一般の市町村が採りうる対策に見合う対応策について、都区で協議を行ってきた。 今般、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅な減収が見込まれることから、市町村民税法人分に係る減収補填債の発行が可能となるよう、国に要望を行ってきたところである。 その際、国からは、市町村民税法人分に係る減収補填債は、地方交付税の精算制度の一環であるため、特別区の直接発行は難しいとの見解が示された。 しかし、特別区としては、利子割交付金に係る減収補填債は、同じく地方交付税の精算制度であるにもかかわらず、特別区が直接発行可能であること、また、徴収猶予特例債の創設により、市町村民税法人分の起債発行可能額を都区間及び区別に算出する方法も確立されたことから、技術的にも特別区が直接発行することは可能であると考えており、国の見解はとてども納得できるものではない。 このため、特別区としては、引き続き国に対し、発行可能となるよう求めていくが、東京都にも、是非、特別区の要望の趣旨を理解いただき、国への働きかけについて、協力をお願いする。 なお、国に要望した際に、建設債分に関して、都の区市町村振興基金から特別区への貸し付けに当たって、その原資として、都が減収補填債を発行することは制度上可能である旨の見解が示された。 この点については、市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、区市町村振興基金で確保するようお願いする。 先日の知事と区長との意見交換の場において、今回の減収対策について、副知事から、これまでの延長線上ではない対応を都区で一緒に検討するという考え方を示していただいたので、是非、前向きな回答をお願いする。 （第1回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	減収補填対策 （つづき）	第1回幹事会でも申し上げたとおり、特別区の課税・徴収権の現状や、普通交付税の精算に代えて年度途中の減収を補填するという減収補填債の制度趣旨から、特別区が市町村民税法人分に係る減収補填債を直接発行することはできないものとされている。 都としても、先日国から、現行制度上特別区が発行できる余地はない、今後何らかの対応を行う予定もない、との説明を受けた。 一方で、国においては、減収補填債の対象に、地方消費税や地方消費税交付金等の税目を追加する方向で検討している。 今年度は、昨年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴う増収分もあるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う消費支出の落ち込みにより、地方交付税上の基準財政収入額に対する年度途中の減収が予想される。 地方消費税交付金も減収補填債の対象となれば、特別区においてもその分について発行することができるため、引き続き国の動向を注視しているところである。 また、平成12年には、「年度途中における調整税の減収に対しては、区市町村振興基金を通じて都が区に貸付を行う」という都区合意がなされている。 平成20年9月にリーマンショックが起こった際は、この都区合意を踏まえ、平成21年度に、区市町村振興基金の借入れを要望した10区に対して約60億円を建設債分として貸し付け、各区の実際の資金需要に個別に対応した。 今回も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う今年度の実際の資金需要に対応できるよう、その対応策について協議してまいりたいと考えている。 しかし、各区の将来の財政負担も考慮し、内部努力による対応が可能かどうかなど、あわせて検討する必要があると考えている。 繰り返しになるが、今年度途中における調整税等の減収に対しては、都区双方で知恵を絞り合い、その対応策について真摯に協議してまいりたいと考えている。 （第2回幹事会）	前回幹事会において、区側が、市町村民税法人分に係る減収補填債の発行が可能となるよう国に求めていることについて、都側にも協力をお願いしたいと申し上げたが、都側からは、区側の協力要請に関し、その考え方を明示していない。 都側の考え方を明示いただきたい。また、仮に、協力ができないということであれば、その理由・根拠もあわせて明示いただきたい。 次に、市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、区市町村振興基金で確保することについてもお願いしたが、明確な回答がないため、回答をお願いする。 区側としては、現行制度上、区市町村振興基金における赤字債分の貸し付けが不可能であり、建設債分に限られることは認識しているが、一般の市町村が講じられる対策の代替措置としての、区市町村振興基金の活用であるため、地方交付税上の発行可能額の枠内で、各特別区が自主的に判断し、建設債として、区市町村振興基金を借り入れできるよう、対応いただきたいと考えている。 現時点において、今年度の財源見通しが出ていない中ではあるが、現下の社会情勢の中、予め不測の事態を想定し、その対応を準備しておくことが重要であるということは、都区双方の共通認識であると考えている。是非、都側からも、前向きかつ具体的な議論をお願いする。 なお、本件については、繰り返しになるが、地方交付税上の減収補填債相当の貸し付けを求めるものであり、実際の財政運営上の議論であるということを申し上げておく。 最後になるが、次回幹事会における財源見通しにあわせて、市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債の発行可能額の見込みについても、示していただくようお願いする。 （第2回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	減収補填対策 （つづき）	繰り返しになるが、都としては、国から、市町村民税法人分に係る減収補填債について、現行制度上特別区が発行できる余地はない、今後何らかの対応を行う予定もない、と聞いている。 国に直接要望を行った区側としては、国からどのように聞いているのか、教えていただきたいと思う。 年度途中における調整税の減収に対しては、平成12年の都区合意や、リーマンショック時の対応も踏まえ、各区が今年度の実際の資金需要に対応できるよう、その対応策について協議してまいりたいと考えている。 しかし、各団体の財政運営にあたっては、当該年度のみならず、翌年度以降の財政状況も考慮する必要がある。 本年10月には、総務省の財務調査官ヒアリングを受けたが、特別区の今後の財政運営に関連し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や財政調整基金等を活用し、引き続き適切に対応していただきたい」旨、財務調査官から発言があり、区長会事務局及び各区にもお知らせしたところである。 今年度の減収対策については、先ほど申し上げたとおり、都としても、都区双方で知恵を絞り合い、真摯に協議してまいりたいと考えているが、各区における将来の財政負担を考慮した対応も、あわせて検討する必要があると考えている。 （第2回幹事会）	ただいま、都側から、「国から、現行制度上特別区が発行できる余地はない、今後何らかの対応を行う予定もない、との説明を受けた」との発言があったが、区側としては、国が「対応を行う予定もない」と説明する以上、その根拠を法令の条文や国通知など、明文化されたもので確認したいと考えている。 特別区が直接発行できない現状に対して、なぜ制度改正を行う予定がないのか、国から示された根拠を示されたい。また、仮に、国から明確な根拠が示されていない場合は、是非、次回幹事会までに国に確認をお願いする。 次に、区側から具体的な提案として、市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債発行可能額のうち、特別区分について、都が減収補填債を発行することも含め、特別区が必要とする額を、都が区市町村振興基金で確保するというをお願いしているが、都側からは、本日が第2回幹事会であるにも関わらず、未だ具体的な対応策が示されていない。 本件は、都区双方で知恵を出しあった上で、その対応策を真摯に協議していきたいと考えているので、都側からも、現時点で想定している具体的な対応策を示していただくよう、お願いする。 なお、「内部努力による対応が可能かどうかなど、あわせて検討する必要がある」との発言があった。本件は、実際の財政運営上の議論であると先ほども申し上げているが、この発言は、あたかも、都が特別区の行う財政運営に対して、査定を行うかのような発言であること、また、今年度、各区が行った内部努力を示さない限り、減収補填対策を行わないかのような発言であり、看過できない。 特別区は、各区がそれぞれの財政自主権のもと、健全な財政運営となるよう努めている。以後、発言には十分注意いただきたいと強く申し上げる。 （第2回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	減収補填対策 （つづき）	都は、本年11月に、国に対し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金をはじめとして、全ての自治体に対し、確実にかつ十分な規模の財政支援を継続すること」、また、「財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること」、そして、「全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること」と要望した。これを受け、先般国が、減収補填債の対象税目を追加することを閣議決定した。 追加される対象税目のうち、特別区が発行できるものは、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別区たばこ税、地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税の5税目となる予定である。 今後国会に提出される改正法案の中で、地方財政法第5条の特例が設けられる予定である。 発行可能額の算出方法等、国から詳細が示されしだい、速やかに各区にお知らせする。 また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、1.5兆円増額する補正予算案が、閣議決定された。 こちらについても、補正予算成立後、制度要綱等の詳細が示されしだい、速やかに各区にお知らせする。 （つづきあり）	前回幹事会までの区側からの提案と、先ほど示された今年度の財源見通しを受けての、都側の考え方を示していただきたい。 また、前回幹事会において依頼した、今年度の市町村民税法人分に係る地方交付税上の減収補填債の発行可能額の見込みを示されたい。 次に、特別区が直接発行できないという現状に対して、国が、なぜ制度改正を行う予定もないのか、その根拠を確認いただきたいと依頼したが、国からの回答を示されたい。 なお、前回幹事会において、「国に直接要望を行った区側としては、国からどのように聞いているのか、教えていただきたい」と発言があったが、これは、第1回幹事会時に申し上げたとおりである。 （第3回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	減収補填対策 （つづき）	さて、特別区の減収補填対策についてであるが、今年度の財源見通しを踏まえ、今年度途中における調整税等の減収に対しては、区市町村振興基金を貸し付ける方向とする。 具体的には、各区において減収補填債を発行した上で、なお建設債の起債が必要となる場合に、区市町村振興基金を、条例本則の貸付利率により貸し付ける方向とする。 早急に、各区に対し、区市町村振興基金の追加借入れ要望額調査を行い、年内にはとりまとめたいと考えている。 各区においては、短期間で調査に回答いただくこととなるが、ご協力願う。 調査回答をとりまとめた後、減収補填債の発行可能額分を控除した額で、年度末に区市町村振興基金を貸し付ける方向とする。 なお、昨年度は、各区に対する年間の起債同意額約800億円に対し、実際に起債した額は約450億円と、借入率としては約56%にとどまっている。 調査への回答にあたっては、年度末までの見込みを全て反映させた借入れ要望額を回答していただきたいと思う。 また、先日区長会事務局及び各区にお知らせしたが、平成28年度税制改正に伴う減収分については、調整債が活用できるため、総務省へ要望に行かれた際に地方債課からも案内されたかと思うが、そちらの活用も検討いただきたいと思う。 （第3回幹事会）		

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	減収補填対策 （つづき）	調整税等のうち、特別区が減収補填債を発行することができないとされている市町村民税法人分と法人事業税交付対象額に関して、今年度途中における減収に対し、区市町村振興基金を貸し付ける方向とする。 繰り返しになるが、各区において減収補填債を発行した上で、なお建設債の起債が必要となる場合に、区市町村振興基金を、条例本則の貸付利率により貸し付ける方向とする。 貸付予定額は、区市町村振興基金の追加借入れ要望額調査で回答いただいた額から、今後追加される対象税目も含めた減収補填債の総発行可能額を控除した額とする。 現時点で減収補填債の発行可能額が確定している対象税目は利子割交付金のみであるが、その額は、特別区合計で約25億円となっている。 追加となる対象税目に関し、発行可能額の算出方法等、国から詳細が示されしだい、速やかに各区にお知らせする。 なお、今年度当初の、建設事業に係る起債同意額は約640億円だったが、既に、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、区市町村振興協会資金、区市町村振興基金が一定額充てられており、その充てられている分についても、区市町村振興基金の貸付対象から外れることとなる。 （第3回幹事会）	ただいま、都側から、「今年度の財源見通しを踏まえ、今年度途中における調整税等の減収に対しては、区市町村振興基金を貸し付ける方向」とすると発言があった。 これは、区側が求めている地方交付税上の減収補填債の発行可能額を上限に貸し付けるということなのか、または、調整税等の特別区分の減収見込みである約254億円を上限に貸し付けるということなのか、都側の認識を伺う。 区側としては、この貸し付けの基準額については、疑義のないようにしなければ、この後の、借入要望額調査への回答や実際の借入手続き時に、都区で齟齬が生じる可能性があると考えている。については、明確な回答をお願いする。 なお、各区への調査にあたっては、各区の起債発行可能額を示す必要があると考えているが、どのように区別起債発行可能額を算出する予定なのか、あわせて都側に認識を伺う。 （第3回幹事会）	
		ご承知のとおり、起債を行う際は、起債の目的や限度額等について、議決を経て予算で定める必要がある。 今回追加で貸し付ける方向とする区市町村振興基金の貸付け対象については、予算で定めたものであれば、今年度当初に起債同意した建設事業以外の建設事業を除外するものではない。 ただし、区市町村振興基金の追加借入れ要望額調査への回答にあたっては、年度末までの事業費の動向を全て反映させ、実際に起債する額を回答願う。 なお、昨年度は、各区に対する年間の起債同意額約800億円に対し、実際に起債した額は約450億円と、借入率としては約56%にとどまっている。 （第3回幹事会）	ただいま、都側から、「貸付予定額は、区市町村振興基金の追加借入れ要望額調査で回答いただいた額から、今後追加される対象税目も含めた減収補填債の総発行可能額を控除した額」とすると発言があった。 そこで、改めて対象事業費を確認させていただくが、今回の区市町村振興基金の貸付対象事業費は、通常の起債を充当した残余や民間資金割り当て分だけでなく、通常の起債を充当していない事業の一般財源相当部分も含まれるということか、都側の認識を伺う。 （第3回幹事会）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
3	都市計画交付金	都市計画交付金については、第1回財調協議会でも申し上げたが、都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えている。 そのため、これまでも都市計画交付金の運用について、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化、都市計画公園整備事業の工事単価引上げなど、様々な見直しを順次行ってきた。 今後とも各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。 （第1回幹事会）	区側としては、従前から申し上げているとおり、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、都区の実績に見合う配分等、抜本的な見直しを行うべきと考える。 近年、都市計画税は増収傾向にあるが、平成29年度以降、都市計画交付金予算額は200億円に据え置かれ、交付金の交付率は平成30年度が34.7%、令和元年度が31.5%と低下している。 今後、市街地再開発事業の進展をはじめとする、特別区の都市計画事業は増加が見込まれており、現行の都市計画交付金の補助の仕組みでは、交付率の更なる低下だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響による景気後退に伴い、不足が想定される普通交付金の財源及び特別区の一般財源負担を更に圧迫することになる。 区側としては、これらの状況のほか、都市計画税本来の趣旨を踏まえ、交付率の撤廃・改善や、特別区の都市計画事業の実績に見合うよう、交付金総額の拡大を図る等、抜本的な見直しを早急に求める。 また、都市計画税については、国の通知の中で使途の明確化が求められているが、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細は明らかにされていない。これでは都市計画事業の都区の実施実態の把握ができず、都市計画税の適正な配分を検証することもできない。都知事の目指す都政の透明化を図る意味からも、必要な情報の提示を求める。 昨今の財調協議においては、都側は「各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたい。」などの発言をするにとどまり、実質的な議論ができていない。 （つづきあり）	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 (つづき)		都市計画交付金が創設されて以降、これまでも、交付金の対象事業の見直しや、交付要件の緩和等については、財調協議の場を中心に整理してきた経緯に鑑みれば、本来的には財調協議の場で議論することが相応しいと考える。しかしながら、本年8月の都への予算要望等でも申し上げたとおり、財調協議とは別に、都市計画税の活用・配分の仕方、都市計画決定権限等を含めた都市計画事業のあり方についての協議体を設置することも含め、まずは議論に応じていただくようお願いする。 魅力と強さを兼ね備えたまちづくりを進めるためには、都区双方が協力し、円滑に都市計画事業を執行していくことが必要である。ともに東京のまちづくりを担うパートナーとして、都市計画交付金について、積極的に議論を重ね課題解決に臨みたいと考えているので、ぜひとも前向きに協議に応じていただくよう、お願いする。 (第1回幹事会)	
		区側から、都側から明確な回答がないとの発言があったが、これまでも申し上げているとおり、都としては、各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたいと考えている。 この考え方にに基づき、予算の見積もりに当たっては、各区の状況を伺った上で所要額を積算している。 また、対象事業については、各区から都市計画事業の実施状況や意向等を伺いながら、区施行の連続立体交差化事業の対象化、都市計画公園整備事業における面積要件の緩和、無電柱化やバリアフリー化などを目的とする区道整備の対象化など、様々な見直しを順次行ってきた。 このように、毎年度、全区に対し、個別具体の実施状況や意向等を伺い、各区の意見を踏まえて対応してきた。 繰り返しになるが、今後も、これまで同様に、各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたいと考えている。 (第2回幹事会)	第1回幹事会において、区側からは「都市計画交付金の規模の拡大と交付率の撤廃・改善」、「都市計画事業の実態を検証するための情報の提示」、「都市計画事業のあり方についての協議体の設置」の3点について求めたが、都側から明確な回答はなかった。 「特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要」という都側の発言からすれば、矛盾さえ感じるところである。 また、第1回協議会、幹事会において、各区の代表者が揃っているにもかかわらず、都側から「各区から直接、現状や課題などを伺うなど、引き続き、適切に調整を図りながら対応していきたい」との発言があった。 都側の言う、各区から直接、現状や課題などを伺うというのは、具体的にどの場で、誰から伺うものなのか、示されたい。 (第2回幹事会)	

2 その他関連する項目（つづき）

No.	項目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	都市計画交付金 （つづき）	各区の実施状況や意向等については、年間を通して複数回、各種ヒアリングの場を活用して、伺ってきた。また、各区の状況に応じ、随時、個別に意見交換もしている。 今後も、各区から直接、現状や課題などを伺う等、適切に調整を図り、各区の意見を踏まえて対応していきたいと考えている。 （第3回幹事会）	第2回幹事会において、都側から「毎年度、全区に対し、個別具体的実施状況や意向等を伺い、各区の意見を踏まえて対応してきた」との発言があった。 区側としては、これまで申し上げてきたとおり、本件については本来的には財調協議の場で議論すべきものであるという立場に変わりはない。 しかしながら、別に意見を聞いていただく場があるのであれば、交付率の撤廃・改善や、交付金総額の増額、公園工事単価の引き上げ等について、具体的にどの場で各区から意見を申し上げればよいのか、示されたい。 （第3回幹事会）	
		ただいま区側に認識いただいたとおり、引き続き、各区が取り組まれる都市計画事業を円滑に促進する観点から、各区から直接、個別の実施状況や意向等を伺いながら適切に対応していきたいと考えている。 （第3回幹事会）	ただいまの都側の発言により、各種ヒアリングの場や個別に意見交換を行うことで、特別区の意見を踏まえるということが確認できた。今後、そういった場でも各区から交付率の撤廃・改善や、交付金総額の増額、公園工事単価の引き上げ等について、意見するので、対応願う。 しかしながら、先ほども申し上げたとおり、区側としては、本来的には、23区の代表者が揃う財調協議の場で議論すべきであると考えている。 今後、市街地再開発事業を始めとする、特別区の都市計画事業の増加に伴い、都が基本とする交付率で算定される交付額であっても、現在の交付金予算額を上回ることが見込まれる。 本来であれば、都区の実績に見合う配分がされてしかるべきだが、各区が多くの都市計画事業を実施しているなかで、少なくとも交付金総額を拡大すべきと考えるが、都側の見解を伺う。 現下の景気後退に伴い、特別区の財政環境は大変厳しいものとなっていることから、この課題の解決は急務であると考えてる。明確な回答をお願いする。 （第3回幹事会）	

【財源を踏まえた対応】

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	まとめの方向
1	財源見通し	東京都の令和3年度予算及び令和2年度補正予算の編成作業は、現在も続いており、本日のところは、口頭での説明とさせていただきます。 また、本日説明する内容は、あくまで現時点での財源見通しであり、また税制改正が予定されている事項の一部についても、影響額は反映されていないため、今後、変動がありうることをお断りしておく。 固定資産税は、1兆3,114億3千1百万円、市町村民税法人分は、3,797億5千5百万円、特別土地保有税は、1千万円、法人事業税交付対象額は、586億3千5百万円となる。 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて実施する固定資産税の軽減措置に係る当該減収の補てんとして創設され、令和3年度から令和6年度までの間、調整税等を含めることが予定されている固定資産税減収補填特別交付金は、116億5千4百万円となり、これらを合わせた調整税等の合計は、1兆7,614億8千5百万円と見込んでいる。 これを55.1%相当で計算すると、9,705億7千8百万円となり、これに、令和元年度の精算分、15億2千7百万円を加味した交付金総額では、9,721億5百万円となる。 この結果、普通交付金の額としては、9,235億円と見込んでいる。 ただいまの財源見通しを、令和2年度当初フレームと比較すると、固定資産税は、率にして0.7%の増、市町村民税法人分は、23.2%の減、法人事業税交付対象額は、33.7%の増、固定資産税減収補填特別交付金は皆増、と見込んでおり、調整税等の全体では、4.3%の減と見込んでいる。 普通交付金総額では、精算分の影響も加え、約386億円の減、率にして4.0%の減となる見込みである。 (第3回幹事会)	令和3年度の財源見通しであるが、都側の説明では、今般の税制改正による影響については精査中ということであった。いまだ協議中の事項もあることから、財源を踏まえた対応についても、次回、具体的な内容を提案させていただく。 (第3回幹事会)	

【財源を踏まえた対応】（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	（基準財政収入額見込）	基準財政収入額の見込みについて、各項目の収入見込額を申し上げる。特別区民税が8,714億1千8百万円、軽自動車税環境性能割が2億3百万円、軽自動車税種別割が33億8千7百万円、特別区たばこ税が625億7千1百万円、利子割交付金が25億5千6百万円、配当割交付金が129億8千5百万円、株式等譲渡所得割交付金が141億1千3百万円、地方消費税交付金が1,992億1千8百万円、ゴルフ場利用税交付金が2千5百万円、環境性能割交付金が25億6千2百万円、地方特例交付金が60億9千6百万円、その他の譲与税等が160億4千5百万円、特別区民税特例加減算額がマイナス69億5千1百万円、地方消費税交付金特例加算額が182億7千3百万円となり、基準財政収入額合計では、令和2年度フレーム対比でマイナス266億9千1百万円、率にして2.2%減の、1兆2,025億1百万円を見込んでいる。 （第3回幹事会）		
	（基準財政需要額見込）	基準財政需要額だが、既定のルール改定等を反映した結果、現時点では、約2兆820億円となっている。 なお、この基準財政需要額の中には、不交付団体の財源超過における水準超経費相当として、約200億円を含んでいる。 （第3回幹事会）		
	（普通交付金所要額見込）	基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた、令和3年度の普通交付金所要額は、約8,795億円となり、調整税等の見通しから計算した普通交付金の総額が、この所要額に比べ、約440億円超過すると見込んでいる。 （第3回幹事会）		

【財源を踏まえた対応】（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
2	基準財政収入額	令和3年度の基準財政収入額は、1兆2,025億1百万円と、令和2年度フレームと比べてマイナス266億9千1百万円、率にして2.2%の減となり、基準財政収入額の合計では、4年ぶりの減少を見込んでいる。これは主に、特別区民税と、地方消費税交付金及び地方消費税交付金特例加算額の減を見込んだことによるものである。 特別区民税の収入見込は、従来より、特別区の課税・徴収に係る実績や、都内の雇用者数・給与総額、名目GDPといった景気に連動する統計指標を反映して算定しているが、新型コロナウイルス感染症の広がりを踏まえ、直近までのそれらの動向を反映して算定した結果、前年度フレームと比べてマイナス約204億円、率にして2.3%の減少を見込んでいる。なお、株式譲渡所得等に係る特別区民税については、これまで前年度の課税額と同額をフレームに見込んでいたが、株式譲渡所得等と相関の高い名目GDPとの回帰分析による算定方法に改め、景気の動向を反映させている。また、3年度から適用される個人所得課税の見直し、未婚のひとり親に対する税制上の措置等については、その影響額を見込額に反映している。 地方消費税交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費支出と輸出入の減少等により、地方消費税交付金特例加算額とあわせてマイナス約131億円、率にして5.7%の減を見込んでいる。 （つづきあり）	令和3年度の基準財政収入額の算定方法の見直しと規則改正の考え方について、都側から説明があったが、現下の経済状況に鑑みての見直し等であることから、都案に沿って整理すべきと考える。 （第3回幹事会）	

【財源を踏まえた対応】（つづき）

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
	基準財政収入額 （つづき）	特別区たばこ税については、令和3年10月に税率の引き上げが予定されているが、売渡本数減少の影響により、0.9%の減少を見込んでいる。なお、売渡本数の推計にあたっては、これまで紙巻きたばこと加熱式たばこを区分した上で算定していたが、紙巻と加熱式の割合などのデータが入手できないことから、算定上の区分を廃止し、総売渡本数を推計することにより、収入見込額を算定した。 「令和3年度税制改正大綱」において示された環境性能割の臨時的軽減の延長については、軽自動車税環境性能割、環境性能割交付金、地方特例交付金の各項目に、影響額を反映している。 なお、説明した3年度の基準財政収入額は、現時点での見込であるため、今後、変動が生じる場合には、次回幹事会にて、改めてお示しする。 続いて3年度以降の区別算定について説明する。配付資料「基準財政収入額（ゴルフ場利用税交付金）の区別算定方法について」であるが、ゴルフ場利用税交付金は、該当する区は限られるが、前三年度の交付額を算定の基礎として、区別算定を行っている。本年8月より、「新東京都民ゴルフ場」が新たに経営開始されたことを受け、前三年度の実績が揃うまでの間の新設ゴルフ場に係る取扱いを追加する予定である。具体的な算定方法については、配布資料を確認いただきたい。3年度の当初算定に向けて、財調規則を改正し、対応してまいりたい。 配布資料「平成19年度の国から地方への税源移譲に伴う特別区民税影響見込額（令和2年度分）」は、収入項目の一つである特別区民税特例加減算額の、3年度の区別算定に係る基礎数値となるものである。資料の数値については、すでに、都区双方の事務方で確認しているが、改めて確認いただきたい。特例加減算額の措置については、「当分の間」とされているため、来年度以降も同様に確認していく。 （第3回幹事会）		

【2年度再調整】

No.	項 目	都の考え方	区の考え方	協議結果
1	財源見通し	調整税等の見込みは、当初フレームと比べ、固定資産税が、約109億円の減、率にして0.8%の減、市町村民税法人分は、約329億円の減、率にして6.7%の減、特別土地保有税については、ほぼ予算と同額、法人事業税交付対象額は、約23億円の減、率にして5.2%の減となることで、それぞれ見込んでいる。これらを合わせた調整税等の総額は、当初フレーム比で、約461億円の減、率にして2.5%の減と見込んでいる。 これを財調交付金55.1%相当で計算すると、約254億円の減となり、普通交付金が約241億円の減、特別交付金が約13億円の減となる。 財源見通しは、このようになっているが、普通交付金については、当初算定時に約241億円の算定残が発生したので、最終的には、普通交付金の減額見込みとほぼ相殺する形で、約3千万円が算定残となる見込みである。 (第3回幹事会)		
2	2年度の対応	令和2年度の算定残の取扱いに係る、都側の考えを説明する。 先ほど説明したとおり、普通交付金の最終的な算定残は、約3千万円となる見込みである。 この取り扱いについては、都区財政調整条例第6条第3項及び都区間で合意したルールに基づき、特別交付金に加算することとする。 特別交付金へ加算分の算定にあたっては、各区に共通する緊急的な需要での対応を検討中であるが、本日は具体的な提案をするに至っていない。 次回幹事会で協議させていただく。 (第3回幹事会)	都側から、都区財政調整条例第6条第3項及び都区間で合意したルールに基づき、最終的な算定残については、特別交付金に加算するという考え方が示された。 区側としては、今年度、新型コロナウイルス感染症に対応するために、特別区が緊急的な施策等を様々に実施している実態を踏まえれば、都区財政調整上でも、一定の対応が必要だと考えている。 あわせて、現下の景気減退を受けた年度途中の調整税等の減収についても、同様に対応が必要だと考えているので、本日の協議も踏まえ、次回の幹事会で、具体的な区側の考え方を述べたいと考える。 (第3回幹事会)	